

平成 26 年度
新潟中央短期大学
自己点検・評価報告書

平成 27 年 9 月

目次

自己点検・評価報告書.....	1
1. 自己点検・評価の基礎資料.....	2
2. 自己点検・評価の組織と活動.....	15
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	18
基準Ⅰ-A 建学の精神.....	18
基準Ⅰ-B 教育の効果.....	19
基準Ⅰ-C 自己点検・評価.....	24
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	26
基準Ⅱ-A 教育課程.....	26
基準Ⅱ-B 学生支援.....	34
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	44
基準Ⅲ-A 人的資源.....	44
基準Ⅲ-B 物的資源.....	53
基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源.....	55
基準Ⅲ-D 財的資源.....	56
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	60
基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ.....	60
基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ.....	63
基準Ⅳ-C ガバナンス.....	64
【選択的評価基準3. 地域貢献の取り組みについて】	70

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、平成 26 年度新潟中央短期大学自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成 27 年 9 月 30 日

理事長

藤田 敏明

学長

石本 勝見

自己点検評価委員長

村木 薫

新潟中央短期大学

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

新潟中央短期大学は、1920（大正 9）年、加茂市の曹洞宗大昌寺に当時の住職西村大串が、地域の勤労青少年に勉学の間を提供し、禅の精神に基づく人間教育をめざして創立した「加茂朝学校」を母体とする。大串は、東京帝国大学英文学科を卒業後、僧職にありながら成蹊実務学校（東京池袋）で教鞭をふるう教育者であった。「朝学校」の設立趣意書の中で大串は、「学、業のためにあり、業、又、学でなければならぬのである」とする実学主義の立場から次のように述べている。「朝学校は、自ら真に求むる人々の人格の修行の場である。それをやりとおした快味等は、やらぬ人達の到底之を考へ及ぼすことの出来ないものである。あくまでも朝学校も初一念を貫徹して、お互いの人格の向上と国運の進展とに努めたいものである」。その創立の意志は、永い歳月を経て、加茂暁星学園の学風となって今日に受け継がれ、豊かな人格、積極的な奉仕精神と実践力を兼ね備えた人材を多く育て上げ、各界に送り出している。

こうして生まれた建学の精神を背景に、昭和 56 年（1981 年）本学幼児教育科は加茂暁星商業短期大学（1968 年創設）内に増設された。爾来、この理念は脈々と今日まで受け継がれ、地域社会の福祉・保育に貢献し得る人材の育成の根幹となっている。本学の幼児教育科ではこの精神を踏まえ、子どもの発達・心理・保育、保護者の子育て相談にも対応できる知識・技能の基本的実践的な学修をすすめ、個性豊かで質の高い人材の育成に努めている。

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
平成27年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員 (人)	収容定員 (人)	在籍者数 (人)
新潟経営大学	新潟県加茂市希望ヶ丘2909番地2	190	800	669
新潟中央短期大学	新潟県加茂市学校町16番18号	80	160	168
加茂暁星高等学校	新潟県加茂市学校町16番18号	240	800	498

注：加茂暁星高校は専攻科を除いた人数。

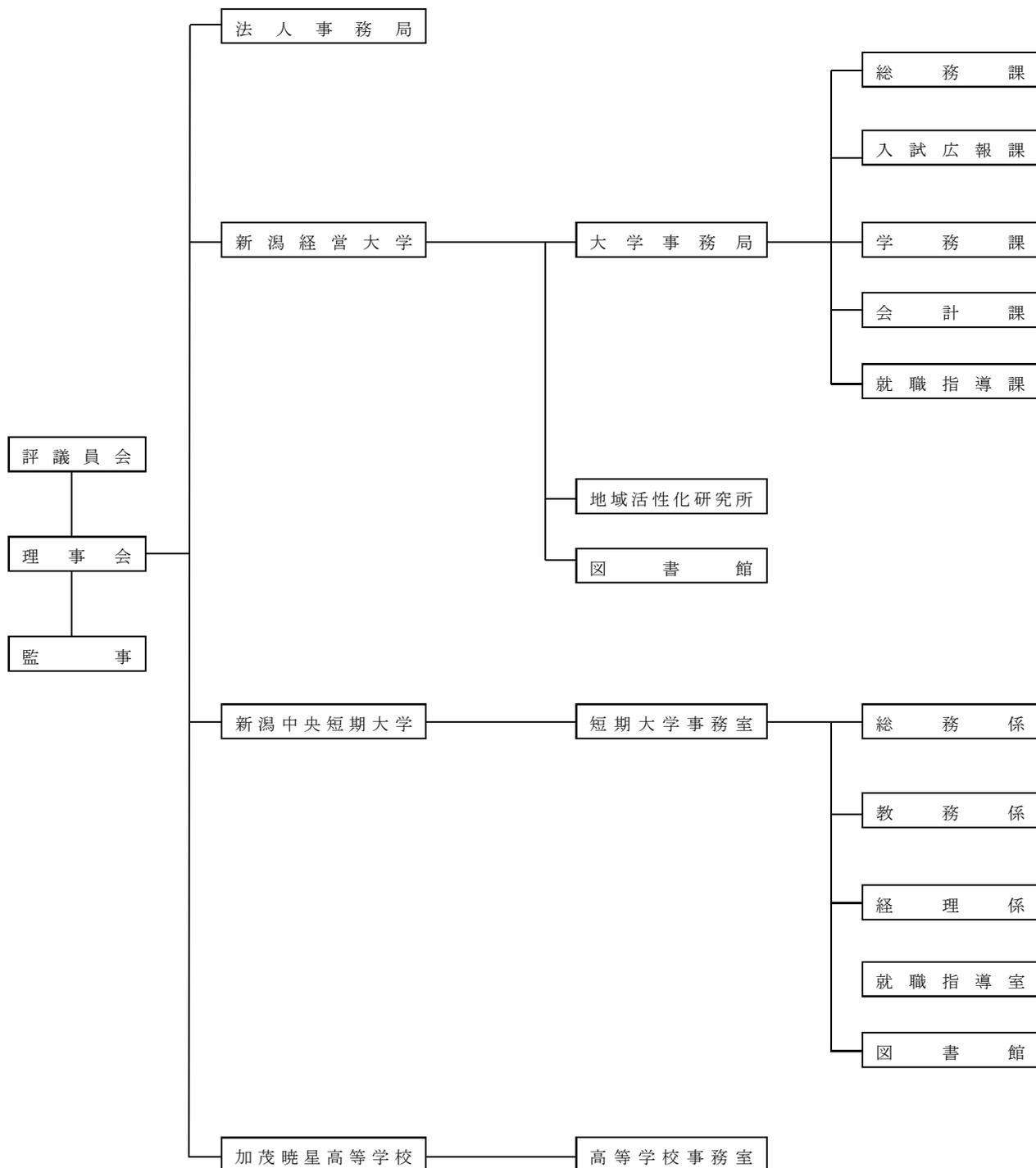
(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 評価実施年度5月1日現在の専任教員数、非常勤教員数、専任事務職員数、非常勤事務職員数
平成27年5月1日現在

区分 教育機関	教 員		事務職員	
	専 任	非常勤	専任	非常勤
新潟中央短期大学	12	23	5	2

新潟中央短期大学

■ 組織図



新潟中央短期大学

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

各年7月1日現在（人）

年度 地域	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
新潟県	2,373,219	2,363,740	2,349,767	2,333,277	2,316,224
うち18歳人口	23,323	22,678	23,185	23,013	22,017

新潟県人口移動調査「年齢(各歳)別推計人口」より (<http://www.pref.niigata.lg.jp/tokei/1194970556491.html>)

■ 学生の入学動向

地域	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
新潟	76	97.4	80	95.2	88	98.9	82	98.8	84	100
山形			1	1.2	1	1.1	1	1.2		
福島			1	1.2						
茨城			1	1.2						
その他	2	2.6	1	1.2						
計	78	100	84	100	89	100	83	100	84	100

■ 地域社会のニーズ

新潟県教育委員会が公表した平成26年度大学等進学状況調査によると、新潟県における大学(学部)への志願者数は10,459人(過年度卒業者を含む)で、県内大学(学部)への志願者は3,726人(35.6%)で県外大学(学部)への志願者は6,733人(64.4%)となった。一方、短期大学(本科)への志願者数は1,025人(過年度卒業者を含む)で、県内短期大学(本科)への志願者は661人(64.5%)で県外短期大学(学部)への志願者は364人(35.5%)となった。このことから、大学進学希望者は県外志向が強いが短期大学進学希望者は県内志向が強い状況となっている。

区分	計	大学・短大計	大学(学部)				短期大学(本科)				その他
			計	国立	公立	私立	計	国立	公立	私立	
総数	11,630	11,484	10,459	2,823	768	6,868	1,025	6	67	952	146
県内	4,422	4,387	3,726	1,373	394	1,959	661	1	-	660	35
県外	7,208	7,097	6,733	1,450	374	4,909	364	5	67	292	111

新潟県教育委員会『平成26年度教育調査資料第3集 大学等進学状況調査報告書』2 大学等志願状況第3表一部抜粋

■ 地域社会の産業の状況

産業形態は、県下でもまれな複合産業が集積し、特に全国シェアの70%を誇る桐たんすや家具、建具、屏風など、木工のまちとして全国的に高い評価を受けている。観

新潟中央短期大学

光面でも、加茂市の花「雪椿」の群生地として脚光を浴びている。

市では、ホームヘルパーと看護師・保健師による無料の手厚い在宅介護サービスの提供や、県内で最も安い保育料など、福祉水準の維持・充実に努めている。全域でスクールバスが運行され、子どもの安全面も守られている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



[加茂市ホームページより]

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 平成25年度の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

早急に改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策
・多くの授業科目で15周目に定期試験が生まれ、1単位当たり15時間の授業が確保されていなかったという問題が認められた。	・機関別評価結果の判定までに15時間の授業時間の確保がなされていることを証明し、誤解された内容の実態を説明した。また、シラバス記載内容の誤解を解くように努めた。今後はシラバス記載内容のチェックを徹底したい。
・理事及び評議員が寄附行為に定められた定数を満たしておらず、評議員会が私立学校法及び寄附行為に従って組織されていない。	・寄附行為の評議員定数の見直しを行った他、卒業後に同評議員の補充を速やかに行うようにした。
・監事による監査報告書及び監査意見書に寄附行為に定められた定員を満たしていないことが指摘されておらず、業務監査が適切に行われていない。	・監事の業務監査が適切に行えるよう支援体制を明確にした。 ①3か月に1回、定期的に理事長又は法人事務局長から学園の業務状況等を報告する。 ②監事の監査業務を支援するための事務体制を明確にし、業務監査及び財産監査それぞれに法人職員担当を充てて組織する。

上記3点の対策内容にしたがって26年度の授業および理事会の運営も特に問題なく行われている。

(6) 学生データ

平成23年度～平成27年度の学校基本調査のデータを示す。

入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

学科等の名称	事項	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
幼児教育科	入学定員	80	80	80	80	80
	入学者数	78	84	89	83	84
	入学定員充足率(%)	97.5	105.0	111.2	103.7	105.0
	収容定員	160	160	160	160	160
	在籍者数	173	163	171	174	168
	収容定員充足率(%)	108.1	101.8	106.8	108.7	105.0

新潟中央短期大学

卒業者数（人）

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
幼児教育科	85	94	77	78	87

※当該年度3月卒業者。

退学者数（人）

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
幼児教育科	3	0	4	2	3

※退学者数は学校基本調査項目にないため当該年度中の退学者数を記載。

休学者数（人）

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
幼児教育科	0	1	1	1	2

就職者数（人）

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
幼児教育科	81(81)	89(91)	74(74)	75(75)	82(83)

※当該年度3月卒業者で（ ）カッコは就職希望者数

進学者数（人）

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
幼児教育科	0	0	2	0	1

※当該年度3月卒業者。

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

① 教員組織の概要（人）[平成27年5月1日現在]

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数 〔イ〕	短期大学全体の 入学定員に応じて定める専任教員数 〔ロ〕	設置基準 で定める 教授数	助手	非常勤講師	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
幼児教育科	5	5	2	0	12	8		3	0	23	教育学・保育関係
(小計)	5	5	2	0	12	8		3	0	23	
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕							3	1			
(合計)	5	5	2	0	12		11	4	0	23	

新潟中央短期大学

② 教員以外の職員の概要（人）〔平成27年5月1日現在〕

	専任	兼任	計
事務職員	4	1	5
技術職員	—	—	—
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	1		1
その他の職員		1	1
計	5	2	7

③ 校地等（㎡）

校地等	区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の の学校等の 専用(㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡)[注1]	在学生一人当 たりの面積 (㎡) [注2]	備考(共有 の状況等)
	校舎敷地	9,824.00	—	—	9,824.00	1,600	72.8	
	運動場用地	798.00	—	—	798.00			
	小計	10,622.00	—	—	10,622.00			
	その他	1,603.00	—	—	1,603.00			
	合計	12,225.00	—	—	12,225.00			

[注1]短期大学設置基準上必要な面積

[注2]在学生一人当たりの面積は、平成27年5月1日現在の学生数(168人)により算出

④ 校舎（㎡）

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学 校等の専用(㎡)	計(㎡)	基準面積 (㎡)[注]	備考(共有 の状況等)
校舎	4,951.47	—	—	4,951.47	2,350	

[注]短期大学設置基準上必要な面積

⑤ 教室等（室）

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
4	—	6	1	—

⑥ 専任教員研究室（室）

専任教員研究室
21(12)

[注]カッコの数は実際に研究室として使用している数

⑦ 図書・設備

学科・専攻課程	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕(種)		視聴覚資 料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	(冊)		電子ジャ ーナル〔う ち外国書〕			
幼児教育科	28,223 〔1,248〕	43 〔7〕	0 〔0〕	0	—	0

新潟中央短期大学

計	28,223 [1,248]	43 [7]	0 [0]	0	—	0
---	-------------------	-----------	----------	---	---	---

[注]当該年度末の状況

図書館	面積 (㎡)	閲覧席数	収納可能冊数
	191.585	44	30,000
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	609.3	—	—

(8) 短期大学の情報の公表について

①教育情報の公表について

	事 項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	本学の公式ホームページ「情報の公開」より閲覧できる http://www.niigatachuoh-jc.ac.jp/about/pdf/kisojoho.pdf ・学生便覧 ・学校案内
2	教育研究上の基本組織に関すること	本学の公式ホームページ「情報の公開」より閲覧できる http://www.niigatachuoh-jc.ac.jp/about/pdf/kisojoho.pdf
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	本学の公式ホームページ「教員紹介」より閲覧できる http://www.niigatachuoh-jc.ac.jp/gakka/teacher.html
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	本学の公式ホームページ「情報の公開」より閲覧できる http://www.niigatachuoh-jc.ac.jp/about/pdf/shugakujoho.pdf ・学校案内 ・学生募集要項
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	本学の公式ホームページ「情報の公開」より閲覧できる http://www.niigatachuoh-jc.ac.jp/about/pdf/shugakujoho.pdf ・学生便覧
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	本学の公式ホームページ「情報の公開」より閲覧できる http://www.niigatachuoh-jc.ac.jp/about/pdf/shugakujoho.pdf ・学生便覧

新潟中央短期大学

	ること	
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	本学の公式ホームページ「情報の公開」より閲覧できる http://www.niigatachuoh-jc.ac.jp/about/pdf/kisojoho.pdf ・学生便覧
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	本学の公式ホームページ「情報の公開」より閲覧できる http://www.niigatachuoh-jc.ac.jp/about/pdf/kisojoho.pdf ・学生便覧 ・学生募集要項
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	本学の公式ホームページ「情報の公開」より閲覧できる http://www.niigatachuoh-jc.ac.jp/about/pdf/shugakujoho.pdf

②学校法人の財務情報の公開について

事項	公表方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	本学の公式ホームページ「情報の公開」より閲覧できる http://www.niigataum.ac.jp/houjin/index.html

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について

■ 学習成果をどのように規定しているか

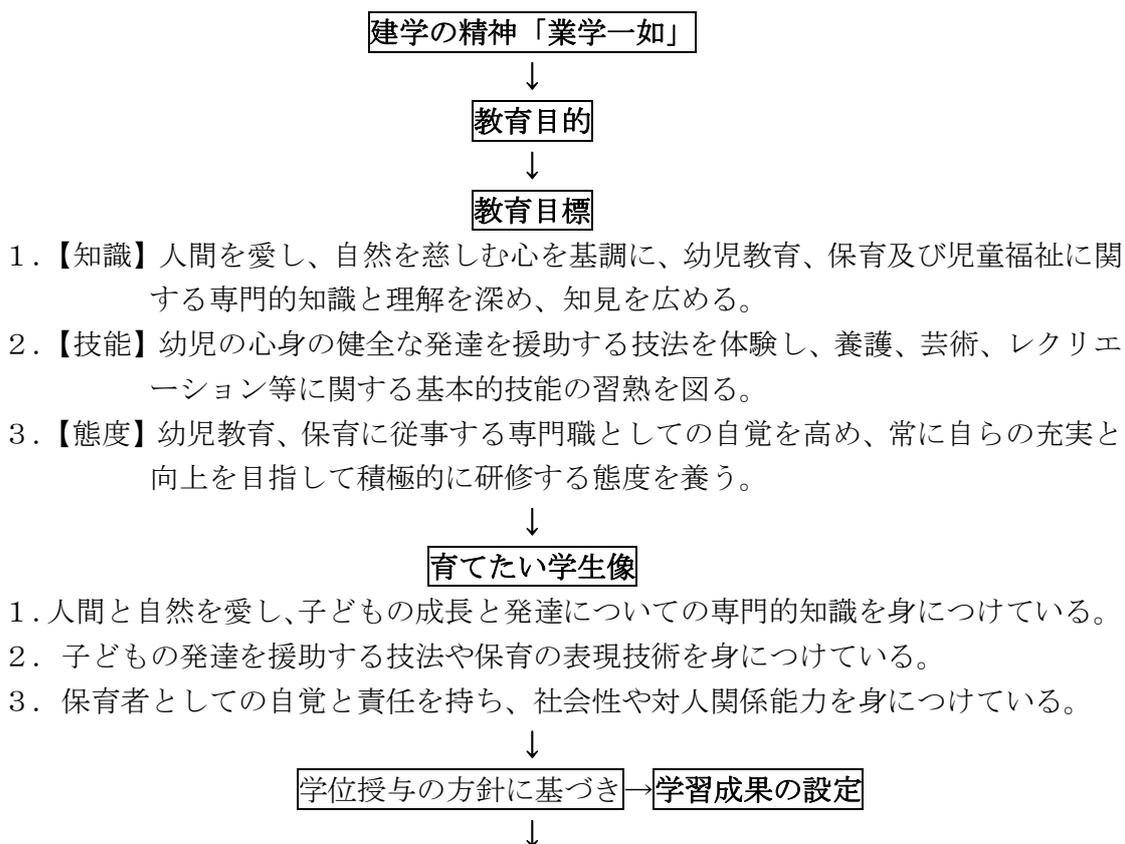
自己点検評価委員会が中心となり「学習成果」を以下のように規定し周知に努めている。
建学の精神に基づき教育目的・目標を定めている。それらを踏まえ2年間の課程を経て学生が獲得すべき知識、技能、態度等を「学位授与の方針」（育てたい学生像）として明示している。

平成23年度入学生から実施している授業科目「保育・教職実践演習」のカルテ③「保育者として必要な資質・能力について」で指標として示している27項目を「学位授与の方針」（育てたい学生像）に対応させ「知識」、「技能」、「態度」、「実践」の4つに分類し学習成果とした。

■ どのように学習成果の向上・充実を図っているか

本学では学習成果を中心とした実質的な取り組みは平成24年度からである。学習成果の向上・充実を図るために次のようなサイクルを設定し、教育の質の保証に取り組んでいる。

新潟中央短期大学の学習成果を焦点とした PDCA サイクル



*平成24年度の相互評価を踏まえ以下のように具体的基準項目を追加した。

【知識】

- (1) 保育・教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責務を理解して

いる。

- (2) 保育・幼児教育の理念、歴史・思想についての基礎知識を習得している。
- (3) 保育・幼児教育の社会的・制度的・経営的理解に必要な基礎知識を習得している。
- (4) 子ども理解のために必要な心理・発達論的基礎知識を習得している。
- (5) クラス運営に必要な基礎知識を習得している。
- (6) 気になる子どもや障害をもった子どもについて、特性や状況に応じた対応の方法を理解している。
- (7) 保護者や地域との連携・協力の重要性を理解している。
- (8) これまで履修した保育・幼児教育分野の科目の内容について理解している。
- (9) 保育所保育指針や幼稚園教育要領の内容を理解している。
- (10) 保育・教育課程の編成に関する基礎知識を習得している。
- (11) 保育・幼児教育の指導法に係る基礎知識を習得している。

【技能】

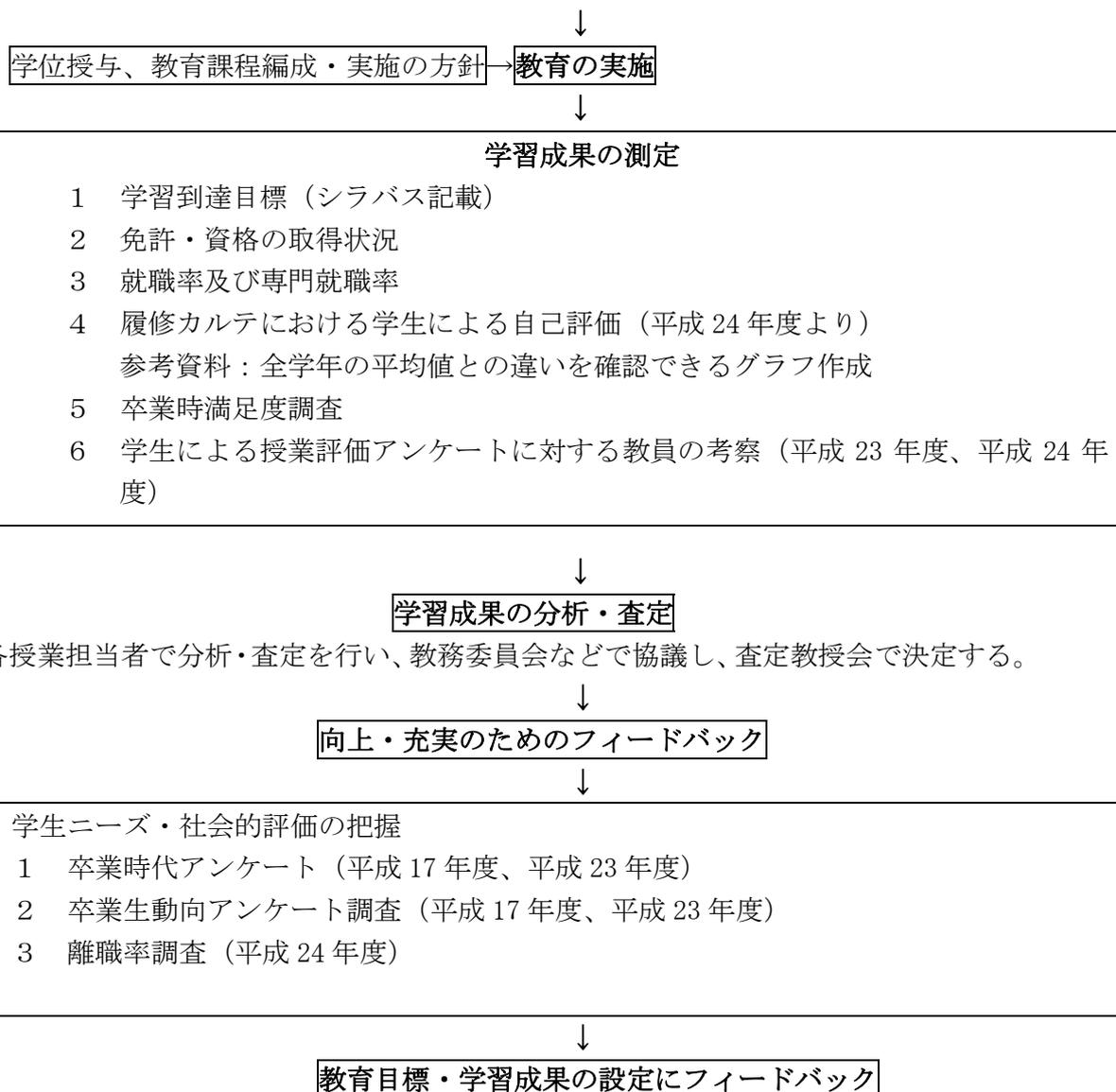
- (1) 他者の意見やアドバイスに耳を傾け、理解や協力を得て課題に取り組むことができる。
- (2) 他者と共同して活動を企画・運営・展開することができる。
- (3) 集団において、他者と協力して課題に取り組むことができる。
- (4) 子どもたちの発達段階を考慮して、適切に接することができる。
- (5) 手遊び歌や的確な話し方など活動を行う上での基本的な表現の技術を身に付けている。

【態度】

- (1) 集団において、率先して自らの役割を見つけ、与えられた役割をきちんとこなすことができる。
- (2) 気軽に子どもと挨拶をしたり、話を聴いたりするなど、親しみを持った態度で接することができる。
- (3) 子どもの声を真摯（しんし）に受け止め、公平で受容的な態度で接することができる。
- (4) 挨拶、言葉遣い、服装、他の人への接し方など、社会人としての基本的な事項が身につけている。
- (5) 自己の課題を認識し、その解決にむけて、学び続ける姿勢を持っている。

【実践】

- (1) 教材を分析することができる。
- (2) 教材研究を生かした活動を提案し、子どもの反応を想定した指導案としてまとめることができる。
- (3) 活動に応じた保育・教育素材を開発・作成することができる。
- (4) 子どもの反応を生かし、皆で協力しながら活動を展開することができる。
- (5) クラス運営案を作成することができる。
- (6) 保育・幼児教育に関する新たな課題に関心を持ち、自分なりに意見を持つことができる。



2年間の課程で学習成果の向上を図るために志望者（受験者）に対し「学位授与の方針」の周知に努め、募集し選抜試験を実施している。学習成果を高めるために「教育課程編成・実施の方針」をもとに教務委員会が中心となって教育課程を編成、履修基準を明示し定期的な見直しを行っている。

各教員は授業科目ごとに学生が獲得すべき知識、技能、態度等をシラバスの記述項目にある「科目の目的（達成目標）と授業内容」の中で記すことにより具体的に学習成果を設定している。授業を通じて学生がそれを獲得したかどうかを査定し、教授方法などの改善に努めている。さらに、学習成果の達成度を査定するために卒業生や所属長からの外部評価を定期的実施している。

こうした実施体制を核として、学習成果を獲得するために以下のような取り組みを実施している。

- ・高校訪問（大学及び入試の概要説明・模擬授業等）
- ・オープンキャンパス

- ・プレカレッジ（入学前学習）
- ・新年度授業担当者打ち合わせ会
- ・入学直後の新入生アンケート調査
- ・新年度オリエンテーション・ガイダンス
- ・科目についての学生による授業評価並びに評価項目に学生自身の履修態度等を自己評価できる項目の設定
- ・学生による授業評価結果についての授業担当者による考察
- ・学生の生活の様子、授業の出欠等、科目担当者を通じて状況聴取できる指導体制
- ・卒業時に大学生生活全般についての満足度調査
- ・2年間の学修で取得した資格・免許を有して専門職に就く就業状況の公表
- ・ミュージカルの制作と上演（「表現活動指導法」における学習課題）
- ・卒業研究の取り組み（「保育・教職実践演習」における学習課題）
- ・ボランティア活動の促進（出前保育、森の散歩、地域イベントへの参画等）
- ・学内清掃活動

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育、その他の教育プログラム
該当なし

(11) 公的資金の適正管理の状況

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述する（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

本学では、以下の規程を整備し管理・運用を行っている。また、科学研究費補助金に関しては、公的資金の理解及び運用方法を周知するため、応募時に科学研究費助成事業の取扱いに関する資料の配付及び説明を行っている。

なお、研究費に関する公的資金の取扱いに関する実績は、科学研究費補助金であり、運用方法は、補助金を保管する預金口座の通帳を法人本部で保管し、補助金使用の際は短期大学の事務担当が処理し、短大事務長及び学長の決裁を経て、法人で支払処理を行う体制をとっている。

〔公的資金の適正管理に関する規程〕

- ①科学研究費補助金事務取扱要項_平成22年10月28日制定
- ②公的研究費等の管理運営規程_平成22年11月1日施行
- ③公的研究費等の不正使用に関する取扱規程_平成22年11月1日施行
- ④研究活動の不正行為に関する取扱規程_平成22年11月1日施行

(12) 理事会・評議員会の開催状況

(13) その他

- 上記以外に、評価員が理解を深めるのに役立つ情報があれば記述する。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

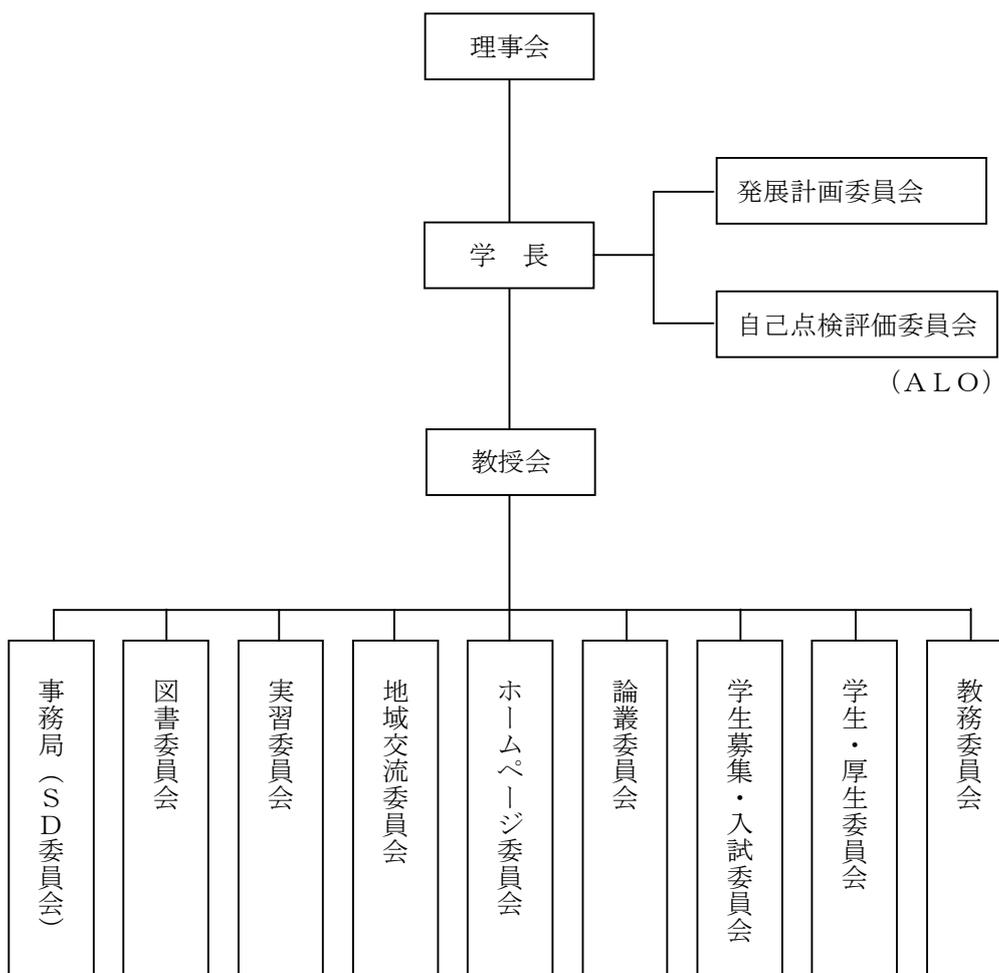
平成26年度5月1日現在の構成メンバーは以下の通りである。

学長 幼児教育科 教授 石本 勝見
 委員長 幼児教育科 教授 村木 薫
 委員 幼児教育科 教授 坂内 寿子
 委員 幼児教育科 准教授 斉藤 龍夫
 委員 幼児教育科 講師 永井 裕紀子
 委員 幼児教育科 事務長 小柳 健一

■ 自己点検・評価の組織図

自己点検・評価に関する組織は、学長の諮問機関として自己点検・評価委員会が組織され、各委員会および全教員と連携した構成となっている。

新潟中央短期大学自己点検・評価の組織図（平成26年度）



新潟中央短期大学

■ 組織が機能していることの記述

平成18年8月31日より「FD委員会規定」を施行して、新潟中央短期大学教員の教育研究活動の向上・能力開発・質的充実を図ることを目的に活動し、現在に至る。平成25年度までの間、「自己点検評価委員会」として、事実上機能する。主な内容は、授業評価に係る企画を計画・実施し、授業に対する向上・改善を推進することである。

また、入学生向けアンケート、卒業時満足度調査、学生による授業評価、教員による授業評価、また、平成23年度から、新たに学生による授業評価に対する考察を教員に義務づけ、授業評価を授業内容の中に反映させるべく、実効性をより高めたいと考えている。

平成17年度、平成23年度において「卒業生動向アンケート」及び「学生時代アンケート」を実施し、本学の就職先園長による外部評価を行った。

平成24年度には、自己点検評価委員会が中心となって、帝京学園短期大学との相互評価を実施した。お互いに新評価基準に基づき、基準Ⅰ・基準Ⅱ・及び選択的評価基準3. 地域貢献についての3項目で実施した。その中でも、特に学習成果の明確化や査定についてお互いの課題が見出され、「学習成果の査定のための資料」及び「学習成果を焦点としたPDCAサイクル」を作成し、その課題に向けて取り組んできた。

新潟中央短期大学自己点検評価活動(平成 22 年度～26 年度)					
内容	実施年度				
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1. 入学生向けアンケート調査	平成 22 年 4 月	平成 23 年 4 月	平成 24 年 4 月	平成 25 年 4 月	平成 26 年 4 月
2. 卒業時満足度アンケート調査	平成 22 年 2 月	平成 23 年 2 月	平成 24 年 2 月	平成 25 年 2 月	平成 26 年 2 月
3. 学生による授業評価	実施せず	平成 23 年度 前期・後期	平成 24 年度 前期・後期	平成 25 年度 前期・後期	平成 26 年度 前期・後期
4. 学生による授業評価に対する考察		実施	実施	実施	実施
5. 教員による授業評価	兼任教員の専任教員による授業参観	実施せず	実施せず	実施せず	実施せず

新潟中央短期大学

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

年月日	活動記録
平成 26 年 5 月 15 日	平成 25 年度作成した学習成果の項目と各教科の到達目標について検討する。
平成 26 年 6 月 19 日	委員会議事録の保存の仕方について。教員の研究業績報告書のまとめ方について。平成 26 年度自己点検評価委員会活動内容について。
平成 26 年 7 月 1 日	教員の研究業績報告書のまとめ方について。委員会議事録の保存の仕方について。
平成 26 年 7 月 17 日	平成 25 年度自己点検評価報告書作成作業を行い、学習成果の確認および自己評価するための科目として保育教職実践演習の位置づけを確認した。
平成 26 年 7 月 24 日	平成 25 年度自己点検評価報告書の【基準Ⅱ】(学習成果の表現)について 26 年度自己点検評価報告書記載に向けた検討を行う。
平成 26 年 8 月 7 日	平成 26 年度以降の学習成果の内容及び査定についての意見交換を行う。また、各教科の平均点と自分の点数とを比較したグラフは今後も継続してカルテにつけていく。
平成 26 年 8 月 20 日	平成 25 年度自己点検評価報告書の基準Ⅲ・Ⅳの確認作業を行う。
平成 26 年 9 月 5 日	平成 25 年度自己点検評価報告書基準Ⅲの教学関係の確認作業を行う。
平成 26 年 9 月 30 日	平成 25 年度自己点検評価報告書の最終確認作業を行う。 学習成果の具体的基準項目に関して昨年度と同じ内容とする。
平成 27 年 2 月 17 日	新潟中央短期大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程案について検討する。平成 26 年度自己点検評価報告書について新しいマニュアルにしたがって 3 月末の準備教授会において執筆分担案を提案する。27 年度に向けて卒業生向け満足度調査内容を見直し、満足度が反映できる内容とする。

【基準 建学の精神と教育の効果】

■ 基準 の自己点検・評価報告書の概要

本学の建学の精神は「業学一如」である。この建学の精神に基づき教育目標、三つの方針が体系的に定められている。これらの情報は、ホームページ、学校紹介パンフレット等に公表されている。

学習成果は「学位授与の方針 ディプロマ・ポリシー」に基づき4分類27項目として位置付け、授業科目の評価・単位認定等によって評価され、卒業判定は教授会で厳正に審議している。自己点検評価委員会を中心として、全学的組織で自己点検・評価に取り組んでおり、計画・実行・評価・改善というPDCAサイクルが確立している。

[テーマ 基準 -A 建学の精神]

[区分 基準 -A-1 建学の精神が確立している。]

■ 基準 -A-1の自己点検・評価

(a) 現状

本学における建学の精神は、学内においては学生便覧の第一ページに記述しているほか、入学式、卒業式などの式典において「学長式辞」の中で知らせている。また、入学時のガイダンス、および「学園歌」指導等においてもその趣旨を具体的に示しながら幼児教育、保育に従事する専門職としての自覚を高めるべく、積極的に研修する態度の涵養に努めている。

学外においては本学ホームページ上のほか、学生募集パンフレット等において積極的に開示に努めている。定期的点検に関しては、その意味するところを、協議を重ねながら学長から教員、教員から学生へと適切に示している。

建学の精神は、「学校法人及び短期大学の沿革」で上述しているように、本学園創立者西村大串師が「朝学校」の設立趣意書の中で述べている「学、業のためにあり、業、又、学でなければならないのである」の趣旨に基づく形として、平成19年制定された。

本学の建学の精神、教育目的、教育目標をとおして学内に共有されていることは、幼児教育科という特性から、学生たちに豊かな感性を備え、この資質を基盤にして子どもの情緒・情操感覚および心身の健康を育む保育者の養成である。

(b) 課題

上記のごとく建学精神は定められており、教育活動もそれに則して実施しているが、建学の精神にもとづく教育目的・目標および学習成果を専任教職員、非常勤講師、学生に定着させていくことが課題である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神を学内外に表明している。
- (3) 建学の精神を学内において共有している。
- (4) 建学の精神を定期的に確認している。

■ テーマ 基準 -A 建学の精神の改善計画

今後の改善計画については、「建学の精神」の示すものが、時代や社会のニーズに結び付くものであるかどうかを各部所で確認している。

[テーマ 基準 -B 教育の効果]

[区分 基準 -B-1 教育目的・目標が確立している。]

■ 基準 -B-1の自己点検・評価

(a) 現状

教育目的・目標は「建学の精神」に基づき学則第2条（目的及び使命）を踏まえ、学生が修得すべき学習成果を明確に示している。

教育目的・目標を学内では学生便覧、ガイダンス、学外ではホームページ、学生募集案内パンフレットにより表明している。

平成24年度に実施した帝京学園短期大学との相互評価を通してまとめた、「学習成果を焦点としたPDCAサイクル」に沿って、自己点検評価委員会を中心に定期的な点検を行っている。

教育目的・目標は教育課程の改編等、必要に応じて点検している。

(b) 課題

平成26年度に引き続き、平成27年度においても建学の精神、教育目的・目標と学習成果との関連性について教職員の意識化を図り、学生に周知していくことが課題である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標は学習成果を明確に示している。

[区分 基準 -B-2 学習成果を定めている。]

■ 基準 -B-2の自己点検・評価

(a) 現状

建学の精神に基づき、社会的ニーズに対応した短期大学士（幼児教育学）、保育者の養成に応えるため教育目的・目標を定めている。また、教育目的・目標に照らし「三つの方針」について本学では平成22年度に学位授与の方針を「育てたい学生像」、教育課程・実施の方針を「授業構成について」、入学者受け入れの方針を「求める学生像」とし明確に示した。

平成23年度に自己点検・評価を行う中で、2年間の課程を経て学生が獲得すべき知識、技能、態度等を示す「学位授与の方針」（育てたい学生像）を学習成果として位置づけた。

平成24年度には帝京学園短期大学との相互評価により、学生が学習成果を到達目標として捉えられるような「学習成果の具体化」が課題として挙げられた。

そうした経過を踏まえ、授業科目「保育・教職実践演習」のカルテ③「保育者として必要な資質・能力について」に指標として示されている27項目を、具体的な学習成果とした。この学習成果は「育てたい学生像」や「卒業生動向アンケート」から「知識」、「技能」、「態度」、「実践」の4つに分類している。

学習成果

【知識】

- (1) 保育・教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責務を理解している。
- (2) 保育・幼児教育の理念、歴史・思想についての基礎知識を習得している。
- (3) 保育・幼児教育の社会的・制度的・経営的理解に必要な基礎知識を習得している。
- (4) 子ども理解のために必要な心理・発達論的基礎知識を習得している。
- (5) クラス運営に必要な基礎知識を習得している。
- (6) 気になる子どもや障害をもった子どもについて、特性や状況に応じた対応の方法を理解している。
- (7) 保護者や地域との連携・協力の重要性を理解している。
- (8) これまで履修した保育・幼児教育分野の科目の内容について理解している。
- (9) 保育所保育指針や幼稚園教育要領の内容を理解している。
- (10) 保育・教育課程の編成に関する基礎知識を習得している。
- (11) 保育・幼児教育の指導法に係る基礎知識を習得している。

【技能】

- (1) 他者の意見やアドバイスに耳を傾け、理解や協力を得て課題に取り組むことができる。
- (2) 他者と共同して活動を企画・運営・展開することができる。
- (3) 集団において、他者と協力して課題に取り組むことができる。
- (4) 子どもたちの発達段階を考慮して、適切に接することができる。
- (5) 手遊び歌や的確な話し方など活動を行う上での基本的な表現の技術を身に付けている。

【態度】

- (1) 集団において、率先して自らの役割を見つけ、与えられた役割をきちんとこなすことができる。
- (2) 気軽に子どもと挨拶をしたり、話を聴いたりするなど、親しみを持った態度で接することができる。
- (3) 子どもの声を真摯（しんし）に受け止め、公平で受容的な態度で接することができる。
- (4) 挨拶、言葉遣い、服装、他の人への接し方など、社会人としての基本的な事項が身に付いている。
- (5) 自己の課題を認識し、その解決にむけて、学び続ける姿勢を持っている。

【実践】

- (1) 教材を分析することができる。
- (2) 教材研究を生かした活動を提案し、子どもの反応を想定した指導案としてまとめること

ができる。

- (3) 活動に応じた保育・教育素材を開発・作成することができる。
- (4) 子どもの反応を生かし、皆で協力しながら活動を展開することができる。
- (5) クラス運営案を作成することができる。
- (6) 保育・幼児教育に関する新たな課題に関心を持ち、自分なりに意見を持つことができる。

学習成果の測定は卒業認定や資格・免許の単位取得状況、専門就職率、卒業時満足度調査、学生自身による指標の達成度自己評価（保育・教職実践演習カルテ）、学生による授業評価アンケート結果を基にした教員の考察により行っている。こうした測定結果をもとに学習成果が社会的ニーズに応え得る有為な人材の育成に適う内容となるよう、自己点検評価委員会が中心となって年度末に定期的な点検を行っている。

(b) 課題

学習成果についての理解が深まるよう、教職員を対象に説明の機会を設けるとともに学生への周知をさらに進めていく。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学習成果を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確に示している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果を定期的に点検している。

[区分 基準 -B-3 教育の質を保証している。]

- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを有している。

(a) 現状

本学は短期大学幼児教育科として学則第2条（目的と使命）「学園創設の精神並びに教育基本法、学校教育法及び児童福祉法の趣旨に則し、幼児教育に関する専門教育を授け、国家及び地域社会の発展に有為の人材を育成することを目的とする」に則し、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更を適宜確認し教授会を通じて法令遵守に努めている。

以下に過去5年間の改正点を記す。

平成26年度入学生対象：なし

平成25年度入学生対象：なし

平成24年度入学生対象：なし

平成23年度入学生対象：保育士養成課程の一部改正により教育課程を改正

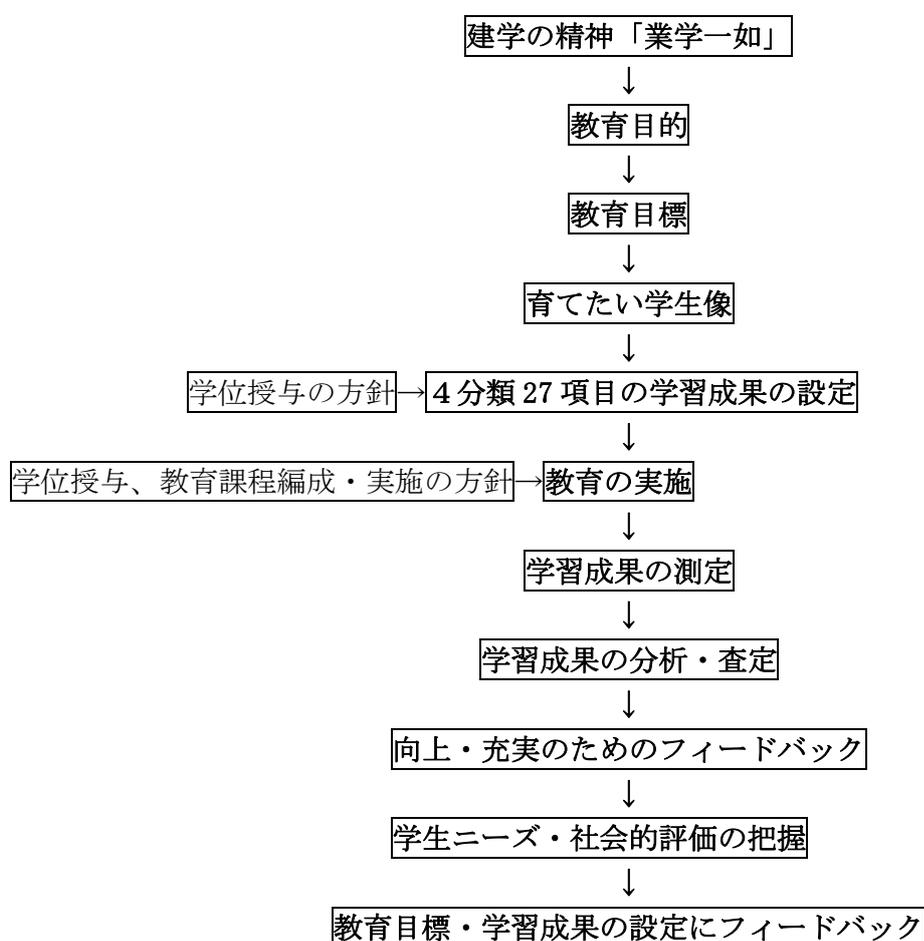
平成22年度入学生対象：教育職員免許法及び保育士養成課程の一部改正により教育課程を改正

学習成果の向上・充実を図るために次のようなサイクルを設定し、教育の質の保証に取り組んでいる。

「学生ニーズ・社会的評価の把握」については、以下のような調査を実施してきた。

- ①卒業生や就職先の所属長を対象とした外部評価
- ②離職状況についてのアンケート調査（卒業後3年以内の卒業生対象 平成24年度）
- ③相互評価（平成24年度）

新潟中央短期大学の学習成果を焦点としたPDCAサイクル



また、教育の質保証に向けて、上述のような査定システムを用いながら次のような取り組みを行っている。

①学習成果の設定

建学の精神に基づく教育目的・目標の実現に向けて自己点検評価委員会が中心となって27項目の学習成果を定めた。

②教育課程編成・授業計画・教育プログラムの策定

二年間の課程で学習成果を獲得するために「授業構成について」に基づき、教務委員会を中心となって保育士資格及び幼稚園教諭免許に加えてレクリエーションインストラクター資格の同時取得を可能とする教育課程を編成し履修基準を設けている。中でも、独自の授業内容で計画・実施している「保育・教職実践演習」、授業と行事が一体化した「ミュージカルの制作・実演（科目：表現活動指導法）」、学生の社会的活動として実施している「出前保育」は本学の特色ある教育プログラムとなっている。

③三つの方針の「求める学生像」に基づいた学生募集・入学試験の計画・実施

学生募集・入試委員会を中心となって高校訪問、オープンキャンパス、情報誌の活用等、様々な広報活動を計画・実施することで受験者に対して「求める学生像」の周知に努め募集が行われ、選抜試験を実施している。

④入学前の取り組み

入学予定者を対象にプレカレッジ（入学前学習）を実施することで入学後の学生生活に無理なく適応できる教育プログラムを計画・実施している。

⑤入学直後の取り組み

年度当初に学長及び授業担当者が出席する新年度授業担当者打ち合わせ会を計画・実施している。当該年度の教育方針等を伝え、授業に関する打ち合わせ会を行い、教員間の意思の疎通や協力体制が図られている。

また、学生を対象に新年度オリエンテーション・ガイダンスを実施している。建学の精神、教育目的・教育目標、教育課程編成・実施の方針、卒業・学位授与方針の概説、教務・学生生活ガイダンスを行い、入学から卒業までの大学生活全般に渡って理解されるよう周知している。その他、入学直後に新入生を対象にしたアンケート調査を実施し本学を志望した理由、期待等を掌握することで学生生活支援に役立てている。

⑥年間を通した取り組み

学年担任で構成される学生厚生委員会を中心となって、学生の生活支援に当たっている。学生の生活の様子、授業の出欠等、科目担当者から状況聴取できる指導体制が図られている。

⑦行事等

毎年実施している海外研修旅行は訪問国の歴史・風土・文化を学ぶことに加えて、現地の幼稚園・保育所を訪ね子どもたちや保育者と触れ合いながら見学・観察実習を行っている。多角的な視点と感覚をもった保育者を養成するための本学独自の教育行事である。

(b) 課題

前述のように教育の質を保証するための取り組みは、自己点検評価委員会が中心となり各委員会がその趣旨を理解し計画、実施してきた。今後はそれぞれの取り組みから得られた結果について集約と分析に力点を置き、大学全体・全教職員で改善点を共有し自己点検・評価活動に取り組むことが課題である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。

- (2) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCA サイクルを有している。

■ テーマ 基準 -B 教育の効果の改善計画

教育の質を保証する取り組みは自己点検評価委員会が中心となり、各委員会がその趣旨を理解し計画、実施してきた。今後はそれぞれの取り組みから得られた結果について集約と分析に力点を置き、大学全体・全教職員が改善点を共有し、自己点検・評価活動に取り組むこととしている。

[テーマ 基準 -C 自己点検・評価]

[区分 基準 -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。]

■ 基準 -C-1の自己点検・評価

(a) 現状

本学の運営上、自己点検・評価は極めて重要な活動であると考えている。そうした考えを基本とした上で、平成4年、自己点検・評価のための条項が学則（学則第6条）に加えられた。その後、平成6年に整備された「自己評価委員会規程」が本学諸規程に加えられ、実施に移されている。その「自己評価委員会規程」第2条（目的）に基づき、本学の教育・研究活動および運営等の状況について点検・評価を行い、学校全体の活性化に資するため、平成6年度から平成12年度まで毎年、「年次報告書」を刊行してきた。その後、平成16年度末に認証評価のための委員会として、それまでの自己評価委員会を基盤としたALO委員会が創設された。教授会構成員である全教員および、事務長によって組織され、学長が委員長を務めていた。現在は、自己点検評価委員会が、「自己点検・評価」活動を継続・推進している。

これまでに作成した「年次報告書」および「自己点検・評価報告書」は、各項目を分担執筆することを基本とし、全学態勢で行われてきた。こうした方法は、各自の教育・研究・学内業務に対する自覚の高まりに通ずる結果をもたらしている。一方、「学生による授業評価アンケート」に対して平成23年度から各教員はそれぞれの評価に対して考察を記入し、平成25年度には、その考察に基づく学長との面談が行われた。平成20年度以降は、第2巡目の第三者評価基準に合わせた自己点検評価を行うため、平成20年度から平成23年度までの4年間の内容を全教職員で取り組み、報告書としてまとめた。また、平成24年度において、共に入学定員が100名未満の幼児教育系単科短期大学であることから、山梨県にある帝京学園短期大学との相互評価を実施した。相互評価の項目は、基準Ⅰ・Ⅱ及び選択的評価基準の3である。内容的には①教育課程（教職実践演習履修カルテ等を活用した学習成果とその査定）、②学生支援（教育課程の学習成果の獲得にむけた学生の生活支援）、③地域貢献の取り組みについての3項目である。

(b) 課題

毎年、自己点検・評価報告書を作成し公表しているが、成果の活用に関して努力しなければいけない点が見られる。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価の成果を活用している。

■ テーマ 基準 -C 自己点検・評価の改善計画

平成22年度～27年度までの6年間の卒業生向け満足度調査結果を公表し、分析を加え、27年度以降に向けた満足度調査の改善を図る。

■ 基準 建学の精神と教育の効果の行動計画

今後の改善計画については、「建学の精神」の示すものが、時代や社会のニーズに結び付くものであるかどうかを「学習成果を焦点としたPDCAサイクル」で検証し、各委員会で確認し、教育の質を保証していく。

◇ 基準 についての特記事項

【基準 教育課程と学生支援】

■ 基準Ⅱの自己点検・評価の概要

学位授与、教育課程編成・実施、入学者受け入れの三つの方針は明示され、周知に努めている。学位授与の方針に基づき、教育課程による学習成果を具体的に示し、授業担当者は到達目標の達成に向けて計画された内容により評価を行っている。卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件をホームページや学生便覧等に明確に示し、学習成果の査定は、試験、レポート、制作物と授業態度を合わせて、厳格に評価し、成績、資格取得結果、その他の外部評価により行われている。また、平成12年度から学生による授業評価を導入し、授業方法・内容の改善を図っている。学生支援に関して入学手続きから入学式までの期間の支援に課題が残るとの指摘を受けて、平成20年度入学生から入学前の事前学習として読書感想文などの課題を与え、平成22年度入学生からプレカレッジを開講し、ピアノレッスンや実習オリエンテーションなどを行っている。

[テーマ 基準 -A 教育課程]

[区分 基準 -A-1 学位授与の方針を明確に示している。]

■ 基準Ⅱ -A-1の自己点検・評価

(a) 現状

本学では平成20年度中央教育審議会の「学士課程教育の構築に向けて」（答申）を受けて、平成22年度に教育目標に基づき学位授与の方針を「育てたい学生像」として明確に示した。

育てたい学生像

- 1 人間と自然を愛し、子どもの成長と発達についての専門的知識を身につけている。
- 2 子どもの発達を援助する技法や保育の表現技術を身につけている。
- 3 保育者としての自覚と責任感を持ち、社会性や対人関係能力を身につけている。

学位授与の方針は、卒業要件としての単位数、成績評価基準、資格取得要件を学生便覧の学則（第4章26条・第27条）および履修要項のなかで明確に示し、学生に周知している。また、学外に対してホームページ上で情報公開を行っている。所定の単位を修得し、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針に従い、学生に卒業を認定し、短期大学士（幼児教育学）の学位を授与している。

学位授与の方針は平成25年度より学習成果を焦点としたPDCAサイクルによって点検を計画している。

成績評価の基準

- ・各科目の修了の認定は、教育科目の単位認定に関する規程第9条において定めている。

出席、筆記試験、口述試験、論文、報告書その他によって行うものである。

- ・上記の成績の評価は、優、良、可及び不可をもって表し、可以上を合格とする。

表<成績評価の基準>

評点 (100点法)	評価
80点以上	優
70点以上	良
60点以上	可
59点以下	不可

表<卒業要件>

区 分	
教 養 科 目	10単位以上
専 門 教 育 科 目 の 必 修 科 目	56単位以上
選 択 科 目 そ の 1	8単位以上
合 計	74単位以上

表<資格取得要件>

区分 卒業条件	教養科目	必修科目	選択 その1	選択 その2	計
保育士資格及び 幼稚園免許状	10	56	15	10	91
保育士資格のみ	10	56	15	—	81
幼稚園免許状のみ	10	56	8	10	84
卒業のみ	10	56	8	—	74

※教育科目の単位認定に関する規定による

(b) 課題

学位授与の方針は平成22年度に作成されたものであるが、全教職員に対して、さらなる周知に努めていくことが必要である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

①学科・専攻課程の学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

(2) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学則に規定している。

(3) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学内外に表明している。

(4) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、社会的（国際的）に通用性がある。

(5) 学科・専攻課程の学位授与の方針を定期的に点検している。

[区分 基準 -A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。]

■ 基準Ⅱ -A-2の自己点検・評価

(a) 現状

教育課程編成・実施の方針は、平成20年度中央教育審議会の「学士課程教育の構築に向けて」（答申）を受けて、平成22年度に次のように示した。

授業構成について

- 1 充実した教養科目を設ける
- 2 保育・幼児教育を実践するための方法や技術を習得するための科目を設ける
- 3 子どもと家族について理解を深める科目を設ける
- 4 保育・幼児教育について保育の現場で体験的に学ぶことができる科目を設ける
- 5 少人数制のゼミナール形式の授業を設ける
- 6 表現技法の習得を通して、人間的成長を図る科目を設ける

教育課程は、教育目的・目標に基づき学位授与の方針に対応し、体系的に編成している。教育課程の編成は、1年次に教養科目と専門教育科目（必修科目）を中心にした講義と演習・実習が生まれ、2年次には専門性のより高い専門教育科目と選択科目及び実習を中心に配置している。授業構成は上記の方針に則り的確に構成されている。

1について

本学では、保育者としての幅広い教養と深い専門性を身につけるために、2年制の単科短大としては可能な限り教養科目を開設している。深い専門性を身につけるためには、土台として幅広い教養が礎となろう。学習の範疇を保育関連分野に特化する前、主に1年次生の段階で教養科目が履修できるように配慮している。

2について

授業科目「乳児保育」「幼児教育教材研究」等各専門教育科目において、より実践的方法や技術を習得するための学習内容になっている。そのことがシラバスに明確に示されている。

3について

授業科目「家庭支援論」「保育相談支援」等各専門教育科目において、子どもと家族について理解を深める科目を設け、学習できる授業構成になっている。

4について

保育の現場で体験的に学ぶことのできる科目として実習科目「保育実習Ⅰ」「保育実習Ⅰ（施設）」「保育実習Ⅱ」「保育実習Ⅲ」「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」がある。これらの実習科目のほかにも「保育実習指導（保育所）」「保育指導法」等、現場で体験的に学ぶことを学習する科目がある。

5について

本学では少人数制教育のメリットを活かし、ゼミナール形式での授業科目「保育・教職実践演習」を設けている。担当教員が学生一人ひとりの学習状況を的確に捉え、個別の学習状況に見合った丁寧な指導を行なうことができている。担当教員と学生双

方が的確に学習状況を捉える為に個人カルテを作成している。この個人カルテは平成22年度から実施している。個人カルテは学生自身が学習成果を自己評価する機会となり、同時に担当教員が、当該学生の学習成果の不足を補う指導の資料となるものである。この個人カルテを学生と担当教員が活用することで、現状の学習成果をタイムリーに双方が共有し合い、更に向上することが可能になるものである。またゼミナール形式にすることで、担当教員指導のもと、学生同士が相互に学習成果を共有し、切磋琢磨することができている。学生同士が学習成果を刺激し合うことで、更に学習すべき課題を見出すことができている。

6について

本学は授業科目「表現活動指導法」の授業を通してミュージカルの制作・上演を行っている。2年次生の学年全体の取り組みとして年間行事に位置付けている。ミュージカルを通して、表現技法・表現方法等を身につけることができる。この取り組みは平成24年度、第27回を数えるまでの伝統があり、毎年2千人前後の観客を動員するものである。ミュージカルは本学を特徴づける学校行事になっている。この科目を通して学生が学ぶことは表現技法を取得するにとどまらない。ミュージカル上演後の学生アンケートを実施し、学生にミュージカルで学んだことを記述してもらっているが、そこには人間関係を学び人間的成長を図ることができたと記述する学生が多い。

学位授与の方針に対応した学習成果が得られるよう授業科目を構成している。成績評価は、各科目の到達目標に照らし合わせながら厳格に行っている。

平成23年度までのシラバスは科目名、種別、単位、担当者名、概要、授業計画、評価方法、テキストの項目で示されていた。平成24年度からは学習成果の明確化を図るために、科目の目的（達成目標）を加えた。平成25年度には授業科目の到達目標を項目として挙げ明確にした。

教育課程に応じて、教授、准教授、講師を配置し、研究業績や教育業績に関連した科目に教員を配置している。

学習成果を焦点としたPDCAサイクル」を平成24年度に制定し、教育課程の見直しを行っている。

(b) 課題

教育課程編成・実施の方針に従い、教養科目の充実に向けて、新潟経営大学との単位互換制度を活発化させることが課題である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 学科・専攻課程の教育課程は、学位授与の方針に対応している。

(2) 学科・専攻課程の教育課程を体系的に編成している。

①学習成果に対応した、分かりやすい授業科目を編成している。

②成績評価は教育の質保証に向けて厳格に適用している。

③シラバスに必要な項目（達成目標・到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）が明示されている。

④通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業（添削等による指導を含む。）、面接授業又はメディアを利用し

て行う授業の実施方法を適切に行っている。

(3) 学科・専攻課程の教育課程は、教員の資格・業績を基にした教員配置となっている。

(4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

[区分 基準 -A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。]

■ 基準Ⅱ -A-3の自己点検・評価

(a) 現状

学内においては求める学生像を共通理解していたが、平成20年度中央教育審議会の「学士課程教育の構築に向けて」（答申）を受けて、平成22年度に入学者受け入れの方針を本学では「求める学生像」として示した。これにより入学希望者は自らを本学の「求める学生像」と照査することが可能になった。

求める学生像

- 1 子どもに愛情を持ち、保育士及び幼稚園教諭の職に就くことを強く希望している人。
- 2 基本的生活習慣を身につけ、礼儀正しい行動ができる人。
- 3 人との関わりの中で自らを高めようとする人。

入学者選抜（指定校推薦・推薦入試・一般入試・社会人入試）においても上記の方針に則ったかたちで行った。本学の入学者選抜のいずれもが面接選考を必須としている。面接時に、子どもへの愛情を持ち、明確な志望動機を持ち合わせているのか、基本的生活習慣を身につけているのか、人との関わりの中で自らを高めようとしているか等、口頭試問で審査し、その適性を審議している。入学に際して、本学の「求める学生像」を満たす生徒を募集し、その適正が見込まれた者を入学許可することができていると考える。

(b) 課題

本学は保育者養成校として、常に変化する社会情勢に対応しながら、保育者となる学生の更なる質の向上を目指して、たえず「求める学生像」を精査する姿勢を堅持していきたい。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 各学科・専攻課程の学習成果に対応する入学者受け入れの方針を示している。

(2) 入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

(3) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受け入れの方針に対応している。

[区分 基準 -A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。]

■ 基準Ⅱ-A-4の自己点検・評価

(a) 現状

学習成果は、教育目的・目標に基づき「学位授与の方針」（育てたい学生像）・「教育課程・実施の方針」（授業構成について）に対応させ、「知識」、「技能」、「態度」、「実践」の4つに分類し27項目として具体的に示している。26年度においてはこの内容の検討を行ったが項目内容に変更はない。また、毎年新年度打ち合わせ会の時に全教員に向けたガイダンスを行っている。そこで各教科目の到達目標との整合性の確認を行っている。

学習成果

【知識】

- (1) 保育・教職の意義や教員の役割、職務内容、子どもに対する責務を理解している。
- (2) 保育・幼児教育の理念、歴史・思想についての基礎知識を習得している。
- (3) 保育・幼児教育の社会的・制度的・経営的理解に必要な基礎知識を習得している。
- (4) 子ども理解のために必要な心理・発達論的基礎知識を習得している。
- (5) クラス運営に必要な基礎知識を習得している。
- (6) 気になる子どもや障害をもった子どもについて、特性や状況に応じた対応の方法を理解している。
- (7) 保護者や地域との連携・協力の重要性を理解している。
- (8) これまで履修した保育・幼児教育分野の科目の内容について理解している。
- (9) 保育所保育指針や幼稚園教育要領の内容を理解している。
- (10) 保育・教育課程の編成に関する基礎知識を習得している。
- (11) 保育・幼児教育の指導法に係る基礎知識を習得している。

【技能】

- (1) 他者の意見やアドバイスに耳を傾け、理解や協力を得て課題に取り組むことができる。
- (2) 他者と共同して活動を企画・運営・展開することができる。
- (3) 集団において、他者と協力して課題に取り組むことができる。
- (4) 子どもたちの発達段階を考慮して、適切に接することができる。
- (5) 手遊び歌や的確な話し方など活動を行う上での基本的な表現の技術を身に付けている。

【態度】

- (1) 集団において、率先して自らの役割を見つけたり、与えられた役割をきちんとこなすことができる。
- (2) 気軽に子どもと挨拶をしたり、話を聴いたりするなど、親しみを持った態度で接することができる。
- (3) 子どもの声を真摯（しんし）に受け止め、公平で受容的な態度で接することができる。
- (4) 挨拶、言葉遣い、服装、他の人への接し方など、社会人としての基本的な事項が身につけている。

(5) 自己の課題を認識し、その解決にむけて、学び続ける姿勢を持っている。

【実践】

- (1) 教材を分析することができる。
- (2) 教材研究を生かした活動を提案し、子どもの反応を想定した指導案としてまとめることができる。
- (3) 活動に応じた保育・教育素材を開発・作成することができる。
- (4) 子どもの反応を生かし、皆で協力しながら活動を展開することができる。
- (5) クラス運営案を作成することができる。
- (6) 保育・幼児教育に関する新たな課題に関心を持ち、自分なりに意見を持つことができる。

各教員は授業科目ごとに学生が獲得すべき知識、技能、態度等をシラバスの記述項目にある「科目の目的（達成目標）と授業内容」の中で記すことにより具体的に到達目標を設定している。学生はシラバスから各授業科目の到達目標を認識し、その達成に向け学習に取り組んでいる。

教員は、定期試験結果、レポートの記述、制作物、授業態度等を成績評価で表している。加えて学生による授業評価アンケートにより学生一人ひとりの到達目標の達成度を把握している。

(b) 課題

各授業科目の到達目標は測定可能であるが、入学から卒業までの学生ひとり一人の学習成果の状況把握を具体化することが課題である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に具体性がある。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実際的な価値がある。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は測定可能である。

[区分 基準 -A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

■ 基準Ⅱ -A-5の自己点検・評価

(a) 現状

卒業生に関するアンケートは、2種類の調査を行っている。

①学生時代アンケート（卒業生からの評価）

平成17年度、および平成23年度に、「学生時代アンケート調査」を実施した。これは2年間の本学教育活動を卒業生がどのように受け止めているかを知る調査であった。学生時代に学習しなかった項目として挙げられたものは、現場ですぐに役立つ手遊び・歌遊び・ペープサート・ピアノ演奏など保育技術に関したものが多かった。本学独自の教育活動であるミュージカルを通して学んだことは、仲間と協力する楽しさや

達成感（仲間意識の高まり）を挙げるものが多かった。これらの調査結果に基づき、担当教員が授業内容を改善し、卒業後評価を活かした取り組みが行なわれている。

②卒業生動向アンケート（職場からの評価）

平成17年度、平成23年度に「卒業生動向アンケート調査」を実施し、本学の卒業生の就職先の園長による評価を行っている。勤務状況、職場でのコミュニケーションという点ではやや優れているという評価が得られた。保育計画、保護者への対応、デスクワーク等においては普通という評価が得られた。本学独自の教育活動（ミュージカル・卒業研究・出前保育）によって「能力を発揮している」と選択されたものには、「園の行事における演技等」「日々子どもへの援助」などが挙げられていた。逆に「能力を発揮していない」で選択されたものには「得意分野を生かしていく力」「日々の保育遊びの提案」などが挙げられた。

これらのアンケート結果は、平成24年度から学習成果の具体的項目に反映させてきた。

(b) 課題

「卒業生動向アンケート調査」における記述の中で、保育現場において、気付きや気配りができない、あるいは自ら行動する力が弱い、一般常識を身につけてほしい等の意見が園長先生方からあがっている。これらの意見に対して、養成校としてどのように指導していくか大きな課題であるにとらえている。上記のような結果を踏まえ、挨拶の励行や学内清掃の実施など、学内において日常生活のマナーに対する取り組みを行っているが、今後、各委員会が聴取した結果を学内の教育活動に活用していくことを進めたい。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

■ テーマ 基準 -A 教育課程の改善計画

(ア) 専門教育科目（必修科目）の見直し

社会が求める多様で質の高い保育ニーズに対応できる専門性を備えた保育者の養成に取り組んでいくため、平成28年度より教育課程を次のように変更することとした。

現行の教育課程は、保育士養成課程を基に幼稚園教諭二種免許状取得を可能とする構成になっており、保育士養成課程における必修科目のすべてが本学の専門教育科目の必修科目に配置されている。一方、幼稚園教諭養成課程の科目は、保育士養成課程と授業内容が共通する科目を除き選択科目に配置されていることから、保育士資格と幼稚園二種免許状取得のための履修条件が異なっている。そこで認定子ども園の改正に伴い、新たな幼保連携型認定子ども園が創設され、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有することを原則とする「保育教諭」が職員として配置されるため、これまで以上に卒業時の両免許取得が必定となることから、幼稚園教諭免許状と保育士資格が同じ条件で履修できるように専門教育科目について見直しを行った。具体的には専門教育科目の必修科目について保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状取得に必要な科目の授業内容を精査した。

その結果、これまで必修科目であった「保育実習Ⅰ」及び「保育実習指導Ⅰ」を、幼稚園教諭二種免許状取得の必修科目とされる「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」と同等に、選択科目に位置づけた。こ

れにより、資格・免許取得に対する履修上の均衡が図られ、専門教育科目の選択の自由度も高まり、柔軟性のある学習機会を提供できるようになった。

この移行により卒業に必要な単位数は変更となったが、100人の定員規模をもつ幼児教育系学科を開設している他大学について調査した結果、その多くが短期大学設置基準の最低必要単位数の62単位以上としており、本学の68単位以上の卒業要件単位数は全国的な養成レベルと比較して問題はないとみている。

また、今回の教育課程変更に伴う資格・免許の同時取得に必要な単位数に変更はなく、本学卒業生のほとんどが幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格を同時に取得し専門職に就いている現状からも、変更前の内容と比較しても同等の教育の質は保たれていると捉えている。

(イ) 選択科目の新設

子どもや家庭を取り巻く環境の変化や保護者の就労状況等の多様化などにより、保育現場は児童・家庭問題の多様化、複雑化に対応するため、保育士の専門性の向上、保育所の組織的対応、地域の関係機関との連携が必要となっている。また、保育現場における教育的機能、子どもの発達保障への期待が高まっている。こうした保育現場の状況を踏まえ、現代社会が求める多様で質の高い保育ニーズに対応できる専門性を備えた保育者養成の観点から、科目の新設をおこなった。

「子ども・子育て支援論」(講義2単位)の新設

日本の人口減少と共に少子化が進んでいる。その背景として結婚、出産、子育ての希望が思うようにならない社会環境の変化や、他の先進国と比較して低い子育て関連予算の問題が指摘されている。また、近年における核家族の増加やコミュニティ意識の希薄化などにより、子育て家庭が地域の中で孤立し、子育ての負担感が増大している中、子育てに関する問題も大きくクローズアップされている。親の就労状況や家庭の状況に関わらず、すべての子どもが等しく質の高い幼児期の学校教育・保育を受けることができる環境整備が求められている。こうした状況に対応するため「子ども・子育て支援新制度」を決定した。この制度が施行されることで、我が国の幼児教育・保育はどのように変わるのか、また、子どもや親を支える保育者にはどのようなことが求められるのか、新制度に対して十分な理解の必要性から「子ども・子育て支援論」を新設することとした。

[テーマ 基準 -B 学生支援]

[区分 基準 -B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

■ 基準Ⅱ -B-1の自己点検・評価

(a) 現状

各教員は、幼児教育科で必要とされる学習成果の獲得に向けて責任を果たせるように努めている。そして、学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果の評価を行っている。成績評価の際、出席状況や授業態度、小テスト、レポート、定期試験等に基づいて、学生ごとの状況の把握に努めている。さらに、授業の質を向上させる取り組みとして「学生による授業

評価アンケート」を定期的実施している。これらの結果は、各教員にフィードバックされ、それぞれの授業の改善や適正化を図る上で大きな役割を果たしている。平成25年度には各教員の考察に対して、学長と教員との個人面談を実施した。本学にはチームティーチング方式の授業が多くある。例えば、教育実習、保育実習、施設実習、音楽表現、保育・教職実践演習、表現活動指導法などである。授業の事前事後において、各授業担当者は、授業内容と達成目標のすり合わせを常に行いながら、学生の学習成果向上に向けた授業を展開している。特に実習においては、全実習の授業担当者によって構成される実習委員会を組織し、実習園や学生の状況、実習における課題について共通認識を図っている。また、授業内容については非常勤講師とも調整を行いながら精査している。

本学の専任教員は全員が学年担任や教務委員を経験しており、卒業や資格・免許取得に至る履修方法について学生に指導ができる知識を有している。

事務職員は実習関係、就職関係、教務関係で教員と連携を取りながら職務にあたっている。

教務関係では履修者名簿を作成し、履修状況のチェックや卒業判定する成績表の作成、幼稚園教諭や保育士資格の要件や卒業要件を満たしているかなどの最終チェックを行っている。また、平成22年度から履修届が出された段階でチェックを行い、不足の単位数のアドバイスを行っている。全般的に、事務への提出物を通じて一般常識の指導を行う場面も増えてきている傾向にある。また、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状に関する実習を円滑に行うため事務員を配置し実習先との調整を行っている。

図書館には司書資格を持つ事務職員を配置し、図書の活用アドバイスや閲覧室使用の一般常識も含めた学習向上のための指導を行っている。学生の利便性を向上させる取り組みとして、卒業論文作成時期には、図書館の開館時間を延長するなどの対応を行っている。

学内のコンピュータ室は、コンピュータの基礎から応用に至る様々な授業で使用されている。コンピュータ室には、クラス単位で授業を行った場合、全学生がコンピュータに触れる台数を確保しており、授業時間以外であれば学生が自由に使用できるようになっている。教員研究室のコンピュータは学内LANを活用して、学生名簿や成績表の作成などデータ共有を図ることに活用されている。学校運営上、成績管理、学籍管理、資格管理など独自の教務システムを整備し運用している。

(b) 課題

学習成果の獲得に向けて、PDCAサイクルを専任教員、非常勤講師、事務職員を含めた全学で周知することが課題である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 教員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

①教員は、学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。

②教員は、学習成果の状況を適切に把握している。

③教員は、学生による授業評価を定期的に受けている。

④教員は、学生による授業評価の結果を認識している。

⑤教員は、学生による授業評価の結果を授業改善のために活用している。

⑥教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

⑦教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

⑧教員は、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

⑨教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導ができる。

(2) 事務職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

①事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識している。

②事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果に貢献している。

③事務職員は、所属部署の職務を通じて学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握している。

④事務職員は、SD 活動を通じて学生支援の職務を充実させている。

⑤事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援ができる。

(3) 教職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

①図書館・学習資源センター等の専門事務職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。

②教職員は、学生の図書館・学習資源センター等の利便性を向上させている。

③教職員は、学内のコンピュータを授業や学校運営に活用している。

④教職員は、学生による学内LAN及びコンピュータの利用を促進している。

⑤教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

[区分 基準 -B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

■ 基準II -B-2の自己点検・評価

(a) 現状

本学では4月にガイダンスを実施し、学習の到達度を個々の学生に認識させるとともに、今後の学習内容と課題に見通しが持てるよう指導している。また、学習成果の獲得に向けて、学生便覧や保育・教職実践演習の手引き、実習の手引等を発行している。

基礎学力が不足する学生の支援としては、外部講師による教養講座を希望制で受講できるようにしている。26年度から外部講師による教養講座の無料化を図った。

本学では学年ごとに2人の担任を配置し、学習面や学生生活における全般的な悩みに対応している。ゼミナール形式の授業を取り入れていることもあり、ゼミ担当教員と学年担任が学生の状況や問題を共有・連携しながら指導にあたることも多い。

2月、3月には入学予定者を対象としたプレカレッジを実施し、新入生の入学に対する不安の軽減や保育の基礎的知識の習得に努めている。

(b) 課題

本学では平成28年度に入学定員を80人から100人に増員する計画が出されており、実現すれば今まで以上に様々な背景を背負った学生、多様な気質を有する学生が入学してくると予想される。学習成果の獲得という点から、より個別的できめ細やかな学習支援体制を実現できるよう検討が必要と思われる。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。

(2) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。

(3) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。

(4) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

(5) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。

(6) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、進度の早い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

(7) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

[区分 基準 -B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

■ 基準Ⅱ -B-3の自己点検・評価

(a) 現状

本学には、全学生をもって組織される学友会がある。学友会は学生生活の発展と会員相互の親善を図ることを目的に、各種行事やクラブ活動の運営を行っている。この学生主体の活動を支えているのは1、2年の学年担任で構成される学生厚生委員会である。学生厚生委員は学友会活動の他にも、学生生活全般における相談・支援を行っている。

本学に食堂はないが、パン、菓子、麺類、飲み物の自動販売機を設置している。平成25年度からは定期的に業者によるパン類の販売が行われている。また、学生の居場所づくりの確保を目的として学生数に比して十分な広さの学生談話室が設けられている。談話室には手洗い場、電子レンジ、電気ポット等が設置されており、そこで学生はお茶や食事を摂りながら、授業や行事の準備にあたるなど和やかな時間を過ごしている。

学生寮は所有していない。理由は学生の約8割が自宅通学者であるためである。また、系列大学が隣接しているため、本学周辺には学生向けのアパートも多い。そのため下宿を必要とする者には、合格手続後短大周辺のアパート情報を送付している。

本学は決して交通が便利な場所にあるとは言えない。JR信越本線の加茂駅と羽生田駅の中間に位置しており、両駅からは徒歩で約30分の時間を要する。短大独自のバス運行はしていないが、系列大学のバスと民間のバスが短大と加茂駅間を往来している。車で通学する学生も多いため、本学では十分な広さの駐車場を用意している。

怪我や体調不良の学生のために医務室を設置している。専属の職員はいない。メンタルケア

に関しては、系列大学に設置されている学生相談の専門家によるカウンセリングを受けられるよう態勢を整えている。セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントについても、女性・男性の教職員で相談窓口を設けており、問題が生じた場合に備えている。

以上のように学生の生活支援を組織的に行いつつ、毎年度末には、2年生を対象に「卒業時満足度調査」を実施し、学生生活に対する学生の意見や要望の把握に努めている。学生の社会的活動については、積極的に評価している。本学では地域社会と積極的な関わりをもちながら展開される授業も多い。

(b) 課題

学生食堂の設置が求められる。また、通学のために更なる便宜を図ることも本学の課題と言える。現在学生が通学のために利用している民間のバスはもちろんであるが、系列大学のバスも有料である。下校時間によって学生は、両方のバスの回数券を購入することになる。何よりどちらのバスにおいても定期券がないことが学生の経済的な負担となっている。また、学生のキャンパスライフがより充実したものになるよう学生が主体的にクラブ活動に取り組める支援体制を整備したい。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制が整備されている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

[区分 基準 -B-4 進路支援を行っている。]

■ 基準Ⅱ -B-4の自己点検・評価

(a) 現状

本学の進路状況は、毎年、学生の大半が就職希望であることから、就職指導を中心に支援を行っている。環境面では、求人情報や就職活動に関する教材及びインターネットを設置した就職指導室を整備し、そこに専任の職員を配置し、教員のなかからも就職担当を置いている。また、学生が所属するゼミナールの教員も就職全般の相談に乗り、就

職試験に向けて履歴書の作成や模擬面接を行うなど、教学との連携を図りながら支援する体制となっている。

表<就職支援概況>

年次	月	内容	年次	月	内容
1年次	4月	就職ガイダンス	2年次	4月	就職ガイダンス
	5月	公務員採用試験模擬試験		5月	公務員採用試験模擬試験 保育士就職対策模擬試験
	6月	公務員模擬試験結果について指導 保護者会で就職指導室の概況説明		6月	就職ガイダンス・求人受付開始 履歴書記入指導 進路希望調書提出 公務員模擬試験結果について指導 保護者会で前年度進路状況等について説明
	11月	就職試験対策教養講座			求人状況掲示 就職活動について個別指導開始(4月末まで) 公立保育所採用試験対策指導
	12月	卒業生による就職講話・懇談		7月	就職試験対策小論文・作文講座
	2月	進路決定に向けてのガイダンス 公務員試験教養試験対策講座 公務員全国公開模擬試験(教養)		8月	県下私立保育園・幼稚園・福祉施設に求人要請文発送
				9月	就職内定者への指導開始
		12月		卒業生による就職講話・懇談	

本学は、保育に従事する人材を養成する機関であることから、就職に必要な保育士及び幼稚園教諭二種免許状といった専門資格を取得することを目標としている。そのためカリキュラム構成は、この2つの資格を取得するためのものとなっている。さらに、現場実習においても事前・事後指導はもちろんのこと、実習中の指導も全教員体制で巡回指導をおこなっている。この現場実習は、資格取得に必要な実習であると同時にインターンシップの場ともなっている。また、この2つの資格の他、公益財団法人日本レクリエーション協会が付与するレクリエーション・インストラクターの資格取得も可能で、就職後の現場でのスキルアップに繋げている。また、専門職以外の就職希望者には、系列大学が実施している「日商簿記3級講座」にも無料（テキスト代のみ）で受講できるようにしている。

就職試験対策として、平成22年度から「公務員試験（教養試験）対策講座」を専門機関と連携して開講し公務員試験対策を行っている（表参照）。平成26年度からは、1年次をおもに対象とし、自治体公務員採用試験や就職試験には教養科目が出題されることも多いことから、基礎学力向上のため外部講師による「教養講座」を実施している。平成25年度までこの講座の受講は有料であったが平成26年度から無料化した。今年度の受講生は35名であり、今後も継続していく予定である。また、「小論文・作文講座」を行っている。

この他、毎年、卒業生を招き就職活動、就職後の働く喜びと工夫といった仕事の状況、在学生へのアドバイス等を聴く就職講話を実施している。就職内定者に対し面談を行い、内定後の心構えなど自覚して行動するよう喚起している。

卒業後において県外就職者を中心に現地への訪問や卒業生との面談も含め、継続的な

サポートを行っている。また、何らかの事情で離職した卒業生に対しても随時、相談に応じている。

表<就職対策講座の実施状況（受講者数）>

講座名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
公務員試験（教養試験）対策講座	57人	39人	34人	31人	26人

年度末には卒業生の就職先一覧及び正規・臨時の採用雇用形態の割合等の資料を作成し全教職員に配付しており、毎年度の就職状況を共有し学生の就職支援に活用している。

表<求人状況>

項目 \ 年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
県内	262人	287人	327人	232人	418人
県外	332人	390人	425人	543人	657人
合計	594人	677人	752人	775人	1,075人

進学を希望する学生には進路ガイダンスにおいて、大学への編入学に関する資料や指定校の一覧等を配付し、希望に沿うよう個別指導を行っている。就職後の動向も調査・分析し、教育内容や就職支援にフィードバックすることも必要と考え、平成24年度に卒業後3年以内の「離職状況調査」を実施した。今後も、離職者の影響は就職先と本学に与える影響は高いという観点から、卒業生の動向調査を計画している。

(b) 課題

近年、首都圏を中心とした待機児童問題で保育士の人材確保は課題である。県内も、待機児童のいる一部の地域があり、求人数は増加傾向である。しかし、臨時採用枠の割合が高いため、就職内定も正規採用の割合が低下している。今後は、正規採用に向けて就職支援をより一層充実していく必要がある。また、保育士不足という視点から、就職先の定着に向けて、就職後も見据えた就職支援が肝要である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援室等を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

[区分 基準 -B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-B-5の自己点検・評価

(a) 現状

本学は教員組織である学生募集・入試委員会において入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。学生募集・入試委員会が毎年作成する「学生募集要項」「学校案内」及びホームページにおいて、「求める学生像」が明記されており、受験生は本学が求める学生像を理解して受験することができる。「学生募集要項」においては募集学科、定員、男女共学であること、修業年限、試験区分、試験区分ごとの出願資格、出願手続き、選抜方法、出願期間、試験日等、受験生に必要な情報を明記している。ホームページにおいても同様の情報を提供している。これらの受験情報があまねく届くように配慮し、「学生募集要項」は新潟県内の各高校に送付するとともに、本学教職員による高校訪問、あるいはオープンキャンパス、各種進学説明会等において配布している。

教職員による高校訪問は5月と7月に行い、進路選択の適切な時期に情報が届くように配慮している。県内高校総数の約4分の3にあたる70数校の進路指導室を直接訪問し、本学の入学者の受け入れ方針について明確に伝えている。その際、どの教職員が訪問しても一定の情報提供ができるように入試募集マニュアルを作成し、活用している。

オープンキャンパスにおいては、入試方法の説明・授業体験学習・学内施設見学・交流体験ワークショップ・個別相談を行っている。学生スタッフが中心となってワークショップや学内施設見学を行うことで、より一層本学の学生生活がイメージしやすくなっている。授業体験学習ではミュージカルの練習見学・卒業研究中間発表・模擬授業などを実施し、多様なスタイルで情報提供を行っている。個別相談においては、保護者、先生方（高校）に対して、学費や進路・就職、アパートの件などについて相談に応じている。

各種進学説明会については毎年可能な限り参加し、本学の情報を高校生、保護者、高校教員に伝えている。年度ごとの参加回数は40回を超えている。その他、中学・高等学校による本学訪問も積極的に受け入れている。

受験生が受験においてさらに問い合わせたい場合には、事務長と担当事務員が中心となって、常時電話、ファックス、Eメール、直接来学しての問い合わせに対応している。

ホームページにおいては過去3年間の入試データを公開している。ここには各入試区分毎の志願者数・受験者数・合格者数・入学者数・倍率、及び合格者の評定平均値・最高評定値・最低評定値も明記されている。これらは受験生がどの入試区分で受けるのが自己にとって有利であるのかを判断する材料となっていると考えられる。倍率を勘案しても入試区分を選択することが可能になっている。同時に、前年度各筆記試験の合格者平均点・合格者最高点・合格者最低点が明記されている。

入学試験実施にあたっては学長を本部長として入試本部を設置し、入試関係会議を行い全教員で実施している。合否判定は全教員による合否判定会議で審議され、教授会において決定している。また合格発表については本学玄関に表示すると同時にホームページ上でも発表している。学生募集・入試委員会と事務長と担当事務員は常に情報を共有し合い、連携して業務にあたっている。合格通知発送等含め入試事務の滞りは一度も発生しておらず、円滑に行われている。

本学の入試区分は以下のとおりである。

- ・指定校推薦入学試験
評定平均値を推薦基準として定め、自己推薦文に基づく面接と調査書を総合的に判定する。
- ・推薦入学試験（一期・二期）
評定平均値を推薦基準として定め、調査書、推薦書、小論文および面接を総合的に判定する。
- ・一般入学試験（一期・二期）
調査書、国語総合および面接を総合的に判定する。
- ・社会人入学試験（一期・二期）
小論文、面接を総合的に判定する。

平成24年度入試より推薦入学試験を一期と二期の2回行うことにより、選抜回数を増やし受験生のニーズに応じている。

入学予定者に対しては、書類を郵送し入学後の各種情報を提供している。プレカレッジを2回実施し、建学の精神を学園歌の練習を通して入学予定者に周知している。プレカレッジではその他、教育実習に関する事前調査、ピアノレッスン、保育関係の授業などを行っている。更に、自宅学習としてレポート課題を課して入学式後に提出させている。入学後の学業との円滑な連結を図る試みを行っている。

入学式の前日にガイダンスを行い、学習、学生生活のためのオリエンテーションを行っている。内容は以下のとおりである。

- ・教務委員会による科目履修、免許・資格取得に必要な単位取得の方法、他大学との単位互換について、教材購入などについて
- ・学生厚生委員会による学生生活、学友会活動、健康診断日程などについて
- ・事務局による各種事務手続き、個人ロッカー使用の方法について
- ・就職指導室による就職活動について
- ・図書委員会による図書館利用について
- ・海外研修旅行について
- ・地域交流委員会による出前保育・ボランティアについて

(b) 課題

学生募集活動に関して、オープンキャンパス来場者は毎年ほぼ満足のいく結果であるが、本学志願者は年々減少傾向にある。その原因を多角的に検討し、志願者の確保に努めたい。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学生募集要項は、入学者受け入れの方針を明確に示している。
- (2) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (3) 広報又は入試事務の体制を整備している。
- (4) 多様な選抜を公正かつ正確に実施している。
- (5) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (6) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

■ テーマ 基準 -B 学生支援の改善計画

学生食堂、売店、学生相談室の設置、交通の便宜性等の問題を解消し、学生のキャンパスライフがより充実したものになるよう平成28年度には新校舎が完成する予定である。

■ 基準 教育課程と学生支援の行動計画

今後も現代社会が求める多様で質の高い保育ニーズに対応できる保育者養成に取り組んでいくため、平成28年度より教育課程を変更すると共に新設科目を設置する。

学生支援において課題となっている学生食堂、売店、学生相談室の設置等については、平成28年度新校舎の完成が実現することにより解消する。

◇ 基準 についての特記事項

なし

【基準 教育資源と財的資源】

■ 基準Ⅲの自己点検・評価の概要

教員数は設置基準を満たしており、その研究成果は所属学会や暁星論叢で公表されている。短期大学設置基準の規定を充足する適切な校地、校舎、教育施設、関係機器・備品を整備し、施設設備等の維持管理、火災・自然災害・防犯対策等に向けての危機管理規定の整備等、適正に行っている。事務組織におけるSD活動は、平成23年度より事務長を中心とした取り組みを開始した。

新潟中央短期大学の建物は昭和43年の設置認可を受けて建てられたが、老朽化により耐震構造に課題がある。中長期計画において、学習環境を整備し、学習成果の向上に向けて、新築移転を行うことが理事会において計画され実行中である。財政的には平成19年度入学生より30名定員増の80名定員が実現し、その後常に収容定員充足率を満たしている。資金収支・消費収支のバランスは健全である。

【テーマ 基準 -A 人的資源】

【区分 基準 -A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。】

■ 基準Ⅲ-A-1の自己点検・評価

(a) 現状

専任教員数に関しては、平成19年度より定員を50名から80名へと増員したことに伴って増減が見られるものの、短大設置基準の定める教員数を充足している。

表<新潟中央短期大学の専任教員表>

平成27年3月31日現在

学 科 名	専任教員数				設置基準で定める教員数		助手	〔ハ〕	備考
	教 授	准教授	講 師	計	〔イ〕	〔ロ〕			
幼児教育科	4	5	2	11	8	—	—	—	
(小 計)	4	5	2	11	8	—	—	—	
〔ロ〕	—	—	—	—	—	3	—	—	
(合 計)	4	5	2	11	8	3	—	—	

また専任教員の職名と学位は以下の通りである。

表<専任教員の職名・学位、年齢> 平成27年3月31日現在

職名・学位	年齢	職名・学位	年齢
教授・学士	69	准教授・修士	45
教授・学士	65	准教授・博士	40

新潟中央短期大学

教授・学士	56	准教授・修士	44
教授・修士	59	講師・修士	38
准教授・学士	69	講師・修士	47
准教授・修士	52		

職階ごとに年齢を平均すると以下の通りである。

表<専任教員の平均年齢> 平成 27 年 3 月 31 日現在

	人数	平均年齢
教授	4	62.3
准教授	5	50.0
講師	2	42.5

教員の採用については、「新潟中央短期大学教員の任用選考基準に関する規程」に則り、欠員が生じた場合、任用選考を行う。募集手段は基本的に公募によるものとしている。近年では、平成 25 年度に教授 1 名、准教授 1 名を採用している。

教員の昇任については、「新潟中央短期大学教員の審査委員会に関する規程」に則り、昇任資格を満たしたと判断される教員に対して行われる。近年では、平成 22 年度に 1 講師が准教授に、また平成 23 年度に 2 講師が准教授に昇任をしている。

専任教員の担当の配置に関しては以下の表の通りである。およそ各分野に 1～4 名の専任教員が配置されており、保育者養成に関わる主要な科目を主に担当している。

表<専任教員の配置> 平成 27 年 3 月 31 日現在

分 野	教 授	准教授	講 師	計
教養系	—	—	—	0
心理系	—	1	—	1
福祉系	1	1	1	3
保育・教育系	—	2	1	3
音楽系	1	1	—	2
美術系	1	—	—	1
体育系	1	—	—	1
計	4	5	2	11

専任教員ではカバーできない科目は、教育研究業績を有する非常勤講師を配置して教員組織の充実を図っている。非常勤講師の採用は、「新潟中央短期大学教員の任用選考基準に関する規程」に基づいて行われている。補助教員は、現在のところ配置していない。

(b) 課題

上述のように、設置基準を満たした教員数であり、また各領域を担当できる教員を配置して

いるが、その一方で保育現場を実際に経験している専任教員は少ない。そのような偏りと同時に、教員組織は若干高齢化の傾向にある。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織が編成されている。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員を配置している。
- (6) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

[区分 基準 -A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

■ 基準Ⅲ-A-2の自己点検・評価

(a) 現状

専任教員全員に対して研究室を一人一室確保し、教育・研究活動の環境整備を行っている。また、原則として週一日の研究日を設け各教員の研究、研修等を行う時間を確保している。

F D活動に関して、F D委員会規程に基づき、平成20年度から22年度まで隔年で、専任教員がお互いの授業評価を行ったり、非常勤教員の授業を参観するF D活動を行った。平成23年度からは学生による授業評価アンケートに対する考察の提出を各教員に義務づけ、平成25年度はそれをもとにした学長との面談を行った。

学習成果を向上させるために各委員会に専任教員と職員を配置させ連携を図っている。

研究業績一覧

名前	研究業績	年月・発行所・発表雑誌等
石本勝見	(社会的活動など) ・新潟県青少年健全育成審議会委員 ・新潟県社会福祉研修事業運営委員 ・若草寮安全委員会（顧問） ・加茂暁星高等学校学校評価委員 (その他) ・「私の主張」新潟県大会審査委員長 ・日本こども家庭福祉学会実行委員長	平成 21 年 9 月より継続 平成 14 年より継続 平成 19 年 4 月より継続 平成 26 年より 平成 21 年度より継続 平成 26 年度新潟大会

新潟中央短期大学

	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市東区公立保育園保育士研修 ・田上町民生児童委員研修会講師 ・中越地区家庭児童相談員研修講師 ・新潟県社会福祉協議会生活支援員研修講師（県内4カ所） ・白根つくし園研修講師 	<p>平成25年より継続</p> <p>平成25年より継続</p> <p>平成26年10月</p> <p>平成26年11月</p> <p>平成26年11月</p>
寺川 悦男		
坂内 寿子	<p>(学会発表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟県課程認定校「学生研究集会」の取り組み～学生の資質向上を目指して～ <p>(社会的活動など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三条市保育研究会二歳児部会研究会講師 ・レクリエーションインストラクター選考審査員 <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合学習指導 	<p>日本レクリエーション協会 課程認定校研究連絡会議、平成26年6月</p> <p>平成26年9月</p> <p>平成27年2月、新潟県レクリエーション協会</p> <p>平成26年12月～平成27年2月、五泉市立橋田小学校</p>
村木 薫	<p>(学術論文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・越後妻有アートトリエンナーレにおける13年間の土壁プロジェクトによる考察—生活とアートの融合を考えるきっかけとして— <p>(演奏会・展覧会等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2人展「土からの記憶」 ・「そばをみんなで育てよう2014」 ・アート亀田2014「亀田の過去と現在～玉垣より～」 <p>(社会的活動など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長岡市都市景観アドバイザー ・加茂市公民館運営審議会委員 ・加茂市美術展運営委員 	<p>『暁星論叢』第64号、平成26年4月</p> <p>平成26年8月、東京銀座0ギャラリー</p> <p>平成26年7月～11月、十日町市松代地区・松代郷土資料館</p> <p>平成26年10～11月、亀田駅自由通路・亀田本町商店街・亀田諏訪社</p> <p>平成26年4月～平成27年3月</p> <p>平成26年4月～平成27年3月</p> <p>平成26年4月～平成27年3月</p>

新潟中央短期大学

<p>齋藤竜夫</p>	<p>(演奏会・展覧会等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長岡交響楽団演奏会 (長岡リリックホール、賛助出演) <p>(社会的活動など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講演会 (長岡市立大島中学校) <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟中央短期大学ミュージカル (加茂文化会館、作曲) 	<p>平成 26 年 10 月</p> <p>平成 26 年</p> <p>平成 26 年 5 月</p>
<p>佐々木宏之</p>	<p>(学術論文)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Justice orientation as a moderator of the framing effect on procedural justice perception. (査読付) (共著) ・感動体験がおよぼす大きな力—幼児期から短大までの感動について— (共著) ・Visual attention to reference frames affects perceptions of shape from shading. (査読付) (単著) <p>(学会発表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親と保育士の言葉がけにおける経験年数に伴う方略変化 ・Regulatory fit in the relationship between the parental message strategy and message's regulatory focus (査読付) (共同研究) 	<p>Journal of Social Psychology 第 154 巻 P. 251-263、2014 年</p> <p>『暁星論叢』第 64 号 P. 67-77、2014 年</p> <p>Perceptual and Motor Skills 第 118 巻 P. 850-862. 2014 年</p> <p>全国保育士養成協議会 第 53 回研究大会、2014 年</p> <p>国際応用心理学会 International Congress of Applied Psychology (Paris) 2014 年</p>
<p>小川 崇</p>	<p>(著書)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『生涯学習概論 知識基盤社会で学ぶ・学びを支える』ミネルヴァ書房、2014 年 4 月 (共著) ・『PISA 連続トップ 教師の育つ上海の教育』時事通信社、2014 年 10 月 <p>(社会的活動など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新潟市社会教育委員 ・教員免許更新講習 (新潟経営大学) 講師 	<p>第 11 章「生涯学習施設のアクセシビリティ」を担当</p> <p>第 3 章「上海市閔行区教育学院の取り組み—教員研修と教員評価・管理システム」を担当</p> <p>2014 年 6 月より</p> <p>2014 年 8 月</p>

新潟中央短期大学

<p>久保田真規子</p>	<p>(学会発表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所・子育て支援施設の出前育の実践と保育者の実践力の検討 (共同研究) ・ 学生のインターネット使用に関する実態調査～実習中の自己管理の視点から～ <p>(社会的活動など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 阿賀野市・公立幼稚園園内研修会講師 ・ NPO助成事業企画 / 講師 ・ 子ども家庭・児童福祉学会全体会・司会 ・ 私立保育園、東京都杉並区児童館出前保育アドバイザー <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NPO法人多世代交流になーなアドバイザー ・ 保育の感情労働研究会会員 ・ KS研究会会員 	<p>日本保育学会第 67 回大会、平成 26 年 5 月 17 日</p> <p>全国保育士養成協議会第 53 回研究大会、平成 26 年 9 月 19 日</p> <p>平成 26 年 5～2 月</p> <p>平成 26 年 5 月</p> <p>平成 26 年 6 月</p> <p>平成 26 年 10 月～11 月</p> <p>平成 25 年～現在</p> <p>平成 22 年～現在</p> <p>平成 26 年～現在</p>
<p>永井裕紀子</p>	<p>(学会発表)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育者の遊びの捉え方について～どのような遊びを質の高いものと捉えているか～ ・ 学生のインターネット使用に関する実態調査～実習中の自己管理の視点から～ <p>(社会的活動など)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期大学基準協会第三者評価委員 ・ 阿賀野市立幼稚園園内研修講師 ・ 田上町子ども子育て会議委員長 	<p>日本保育学会 67 回、平成 26 年 6 月</p> <p>全国保育士養成協議会第 53 回研究大会、平成 26 年 9 月</p> <p>平成 26 年 4 月～3 月</p> <p>平成 26 年 6 月～9 月</p> <p>平成 26 年 1 月～</p>
<p>福原英起</p>		

本学専任教員の研究業績は上の表の通りである。本学専任教員の研究成果を発表する機会として、暁星論叢投稿規程に則って、研究紀要『暁星論叢』を年 1 号発行している。この研究業績の中で『暁星論叢』掲載分に関しては、PDF ファイルを本学 HP 上で公開している。また HP では教員紹介として各専任教員の研究業績を公開している。

各専任教員には、研究室 (18.0 m²程度) が提供されている。また、研究をすすめるために、週 1 日の研究日が設けられている。

専任教員には、通常は研究費支給規程に則って年間 20 万円の研究費が準備されている。また、本学には学内公募によるプロジェクト研究費の制度があり、1 プロジェクトにつき 15 万円を上限として研究費が支給される。プロジェクト研究費採択実績は以下の通りである。

平成 22 年度

- ・栗原ひとみ・小川崇・永井裕紀子「新潟県における保育者の就労実態に関する調査」
平成 24 年度
- ・村木薫『「松代商店街周辺における土壁による修景プロジェクト」の 12 年におよぶ実践記録による考察」
平成 25 年度
- ・小川崇・永井裕紀子「新潟県における保育者の就労実態に関する調査Ⅱ」
平成 26 年度
- ・佐々木宏之「子どもの自己制御行動に対する保育士と実習生の言葉がけについて」

(b) 課題

現状での課題は研究時間の確保である。その背景には、近年、校務が増加傾向（オープンキャンパスや入試回数の増加、プレカレッジの開始等をはじめ、個々の学生との面談の増加など）にあることが挙げられる。また、週 1 日の研究日は設けられているものの、研究日に校務や実習巡回、進学説明会等の出張が入ることも少なくない。

また、研究紀要である『暁星論叢』への投稿者も偏りが見られるので、研究活動の活性化を目的として、専任教員に対して研究紀要への投稿を促す必要がある。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

(2) 専任教員個々人の研究活動の状況が公開されている。

(3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。

(4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。

(5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。

(6) 専任教員が研究を行う教員室、研究室等を整備している。

(7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。

(8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

(9) FD 活動に関する規程を整備している。

(10) 規程に基づいて、FD 活動を適切に行っている。

(11) 専任教員は、学習成果を向上させるために短期大学の関係部署と連携している。

[区分 基準 -A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。]

■ 基準Ⅲ-A-3の自己点検・評価

(a) 現状

事務職員は専任・臨時をあわせて7人で事務組織を統括する事務長を置いて組織している。事務組織は少人数のため部・課といった部署は設けず業務担当を分けて業務にあたっている。主な業務は、総務、教務、経理、就職指導、図書館、そして校舎を維持管理する校務員を置いている。また、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状に関する実習を円滑に行うための事務職員を配置し実習先との調整を行っている。

新潟中央短期大学

事務職員は学習成果を向上させるため、少数の特性を生かして日頃から連携を取りながら業務にあたっている。特に、学校行事は全員体制で対応することが多く、業務完了後は総括を行い、業務改善につなげている。

事務処理に関する規程は、「新潟中央短期大学の校務分掌組織に関する規程」「新潟中央短期大学の事務決裁に関する規程」を整備して事務処理にあたっている。

防災対策は、防火管理規程を整備し防火管理責任者を中心に自衛消防組織を置いている。また、毎年新生を迎える4月に全学体制による防災訓練を実施している。

事務に関する情報機器は、事務職員全員に学内LANに接続されたノートパソコンを配付し事務処理に活用している。パソコンの情報は、学内ファイルサーバーにより教職員が共有できるシステムになっている。そのサーバ機は、富士ゼロックスが提供する“beat”を利用し、不正アクセス対策、ウィルス対策、スパイウェア対策といった強固なセキュリティ対策が行われている。

SD活動は、平成26年度は学外研修への参加が主となった。

表<SD活動の内容>

実施日	研修内容
2014/04/15	研究活動における不正行為・研究費の不正使用に関するガイドラインの見直し等に係る説明会
2014/04/16	平成26年度学校基本調査説明会
2014/06/02	大学ポータルサイトに関する学校法人向け説明会(実務編)
2014/06/06	文部科学省主催平成26年度大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会
2014/06/06	平成26年度私立大学等経常費補助金説明会
2014/06/11	平成26年度第1回私学共済事務担当者連絡会
2014/06/25	科学研究費助成事業実務担当者向け説明会
2014/07/03	第20回新潟県大学図書館協議会総会
2014/07/03	第23回新潟県私立大学事務局長会議
2014/07/11	図書館総合展フォーラム2014in新潟
2014/08/08	平成26年度 著作権セミナー
2014/09/30	平成26年度学生教育研究災害傷害保険説明会
2014/10/02	平成26年度大学等就職指導担当者連絡会議
2014/11/06	第16回図書館総合展 ネオシリウスユーザー会
2014/11/07	平成26年度新潟県大学図書館協議会研修会
2014/11/21	第24回新潟県私立大学事務局長会議
2015/01/29	県内保育士の確保に関する情報交換会
2015/02/06	学校教育法等改正に伴う学内規則改正の確認
2015/02/18	平成26年度第2回私学共済事務担当者連絡会
2015/02/20	平成26年度日本学生支援機構奨学業務連絡協議会
2015/03/19	新潟県社会福祉協議会主催 福祉人材養成機関連絡会議

(b) 課題

学校経営の競争化や教育課程の質的保障の社会的関心が高まるなか、教育課程や学校経営に様々な工夫が求められてきており、それに伴い教職員の負担も増加傾向にある。本学の規模では、教職員数の拡大は財政規模からも厳しい面があることから、教員と職員の連携の工夫がより一層求められる。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 専任事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (6) SD 活動に関する規程を整備している。
- (7) 規程に基づいて、SD 活動を適切に行っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力している。
- (9) 専任事務職員は、学習成果を向上させるために関係部署と連携している。

[区分 基準 -A-4 人事管理が適切に行われている。]

■ 基準Ⅲ-A-4の自己点検・評価

(a) 現状

教職員の人事に関しては、就業規則のほか以下の規程を整備している。また、専任の事務職員は法人内（大学・短大・高校）で人事異動を行っていることから、加茂暁星学園専任職員職務業績評価規程により職員の能力開発、指導育成、昇任選考及び人事管理を行っている。

教員に関しては、「教育職員の勤務時間等の運用に関する内規」により出勤日を月曜日から金曜日までの4日間とし、この間の1日間を学外研修日としている。さらに勤務時間も午前9時から午後4時に定め、教員が短大にいる時間帯を一定にして学生が相談や指導を受けやすい環境整備に取り組んでいる。

就業規則等の諸規程は規程集としてまとめ、事務室に設置し閲覧できる状態になっている。

[新潟中央短期大学の人事管理に関する規程]

- ①新潟中央短期大学教育職員の勤務時間等の運用に関する内規
- ②新潟中央短期大学育児休業、育児のための時間外労働及び深夜業の制限並びに育児短時間勤務、子の看護休暇に関する規則
- ③新潟中央短期大学介護休業、介護のための時間外労働及び深夜業の制限並びに介護短時間勤務に関する規則
- ④新潟中央短期大学教員の任用選考基準に関する規程
- ⑤新潟中央短期大学教員の審査委員会に関する規程
- ⑥新潟中央短期大学任期付教員に関する規程
- ⑦新潟中央短期大学特任教員に関する規程

(b) 課題

事務職員に関しては、法人全体で人事異動をおこなっていることから、年齢構成や人員配置といった人事計画が求められる。さらに、短期大学の事務組織は部・課といった部署構成になっていないことから人事異動に伴う業務の引き継ぎをスムーズに行うためのマニュアル等の整備が有効であると考えられる。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

■ テーマ 基準 -A 人的資源の改善計画

教員の共同研究体制の充実を図り、研究紀要への投稿を促し、研究活動の活性化を図る。さらに計画的にFD、SD活動の推進を図っていく。

事務職員の人事異動を視野に入れ、異動後も業務が後退しないよう業務引継ぎ書の内容や作成方法を検討する。

[テーマ 基準 -B 物的資源]

[区分 基準 -B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

■ 基準Ⅲ-B-1の自己点検・評価

(a) 現状

校地、校舎に関しては、商学科を設置していた時の総収容定員400人規模のものをそのまま活用しているため、短期大学設置基準を上回るものである。また、施設に関しては、講義室のほか音楽実習室、ピアノ練習室、音楽リズム室、小児保健実習室、小児栄養実習室、幼児保育実習室、体育館、コンピュータ室といった専門施設を整備している。

表<基準面積と現有面積>

学 科	収容定員	校 地		校 舎	
		基準面積	現有面積	基準面積	現有面積
幼児教育科	160人	1,600㎡	12,225.00㎡	2,350㎡	4,951.47㎡

体育館面積 609.3㎡

表<図書館> (平成27年3月31日現在)

面積 (㎡)	閲覧席数	収納可能冊数
191.585	44	30,000

図書 〔うち外国書〕 (冊)	学術雑誌 〔うち外国書〕(種)		視聴覚資料 (点)
		電子ジャーナル 〔うち外国書〕	
28,223 〔1,248〕	43 〔7〕	0 〔0〕	0

(b) 課題

校舎の経年化により、施設全体を改築または改修の必要がある。また、学生食堂や売店といった学生の福利厚生施設の充実がキャンパスライフの充実にもつながることから、平成24年度理事会で決定された短期大学校舎の移転・新築計画を平成26年度中に着工できるように進める。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が十分である。
 - ①購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ②図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

[区分 基準 -B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

■ 基準Ⅲ-B-2の自己点検・評価

(a) 現状

固定資産等の管理は「学校法人加茂暁星学園固定資産及び物品管理規程」により管理している。

施設の定期的なメンテナンスに関しては、専門業者による消防設備点検(電通プランナー㈱)、浄化槽保守点検(財団法人新潟県環境衛生研究所、(有)加茂設備)、電気設備点検(財団法人東北電気保安協会)を定期的実施している。また、夜間の防犯・防災警備を警備会社(セコム上信越㈱)の遠隔装置を設置して警備にあたっている。

平成19年度に、第1棟及び第2棟4階の機械室のアスベスト除去工事をおこないアスベスト対策を実施した。平成22年度に第1棟、第2棟、第3棟の耐震診断を実施し耐震を要する箇所を明らかにした。耐震に関しては校舎の経年化もあるため、校舎の新築または大規模な改修工事を要することから、理事会で設置した中長期策定委員会(平成23年7月21日理事会承認)において学園全体の中長期計画の検討を始め、平成24年度中に短大校舎に関して大学敷地内に移転、新築することを決定した。

防災対策は、防火管理規程を整備し防火管理責任者を中心に自衛消防組織を置いている。また、毎年新生を迎える4月に全学体制による防災訓練を実施している。

サーバ機は、富士ゼロックスが提供する“beat”で、専門業者による不正アクセス対策、ウィルス対策、スパイウェア対策といった強固なセキュリティ対策が行われている。他、全教職員のパソコンには同社が提供するウィルスチェックソフトを導入している。また、学生が授業で使用するコンピュータ室のパソコンは、シャットダウン時にシステムがリセットされる仕組みとなっており、不要なソフトの導入やウィルスの侵入を防ぐ対策を行っている。

(b) 課題

短大校舎の大学敷地内への移転・改築を平成27年度中に完了し平成28年4月から利用できるよう進める。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程を含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

■ テーマ 基準 -B 物的資源の改善計画

短大校舎の大学敷地内への移転・改築を平成27年度中に完了し平成28年4月から利用できるよう進める。

[テーマ 基準 -C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準 -C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

■ 基準Ⅲ-C-1の自己点検・評価

(a) 現状

教育課程編成・実施の方針に基づいて、ハードウェア及びソフトウェアを整備している。例えば、音楽教育においては、全11室のピアノ室を用意し、10人の教員から個人レッスンが受けられる。音楽リズム実習室では、身体表現技術の指導のほか、保育施設の運動場を想定したステージを整備しているため、保育現場に近い環境で模擬実習が行える。その他、小児栄養実習室、小児保健実習室、コンピュータ室等、専門技術の獲得へ向けた施設・設備を整備している。図書館には保育・幼児教育関係の書籍を中心に約28,000冊の蔵書を保有している。また、55種の雑誌を取り揃えており、各専門分野に関する最新の情報を収集することができる。

教職員が、教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営できるよう、各研究室のコ

ンピュータネットワーク整備と各教室の視聴覚教材使用設備を整備している。学内のパソコンは学内LANで接続されており、教職員に関しては教員及び事務職員が共有できるファイルサーバーを活用して情報の共有化を図る環境を有している。学生に対しては、コンピュータ室に教員用を含め49台のパソコンを設置し、全てインターネットが利用できる他、授業では「コンピュータ基礎」「幼児教育教材研究」等において、学生のコンピュータ利用技術の向上を推進している。

(b) 課題

いずれの設備も老朽化の問題に直面している。特に、図書館情報の検索システムの不備は本学の欠点であり、早急の整備が求められる。技術的資源に関する設備等の整備については、外部資金の獲得も有益である。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことができる。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術を向上させている。
- (9) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

■ テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画

現在短期大学新校舎移転計画が進行しており、技術的資源その他の教育資源の充実を図る。

[テーマ 基準 -D 財的資源]

[区分 基準 -D-1 財的資源を適切に管理している。]

■ 基準Ⅲ-D-1の自己点検・評価

(a) 現状

法人全体の資金収支は平成22年度から資金収支は収入超過となっていたが、平成26年度は支出超過となった。この主な要因は、加茂暁星高校の宿舍の改修費用が影響してお

り、これに係る財源を施設設備引当特定預金から充当しなかったためである。短大の資金収支、消費支出はいずれも収入超過となっている。以上の点を踏まえて資金収支及び消費収支は過去3年間にわたり均衡していると言える。

法人全体の貸借対照表においては、本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標に照らすと運用資産と外部負債の関係は借入金もないことから運用資産が上回っている。修正前受金保有率は平成26年度においては599%、積立率は77%となっている。さらにキャッシュフロー計算書もあわせて経営判断指標をみると平成22年度から「A3」の正常状態を維持している。

毎年度の予算及び決算を決定する理事会・評議員会では、法人全体と各学校及び法人の状況を個別に記載している。また、各学校の財務状況を比較する総括表を作成し、財務状況を把握することに努めている。

退職給与引当金は、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基に私立大学退職金財団に対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入れ調整額を加減した金額の100%を計上しており、高等学校も含め法人全体で教職員全体の退職金支給に必要な引当金を100%計上している。

教育研究経費比率は短期大学では平成24年度18.2%、平成25年度19.6%、平成26年度21.1%となっている。

収容定員充足率に相応した財務体質に関しては、入学者数の確定にあわせて収入と支出の状況を再度確認し、必要があれば収入または支出を調整する補正を行うなどして、なるべく当該年度の収入に応じた支出となるようにしている。

表<定員充足率>

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
募集定員	80人	80人	80人	80人	80人
入学者数	87人	94人	78人	84人	89人
入学定員充足率	108.7%	117.5%	97.5%	105%	111.2%
収容定員	160人	160人	160人	160人	160人
在籍者数	185人	181人	173人	163人	171人
収容定員充足率	115.6%	113.1%	108.1%	101.8%	106.8%

(b) 課題

資金収支及び消費収支は、過去3年間にわたりほぼ均衡している状態であるが、短大の人員費比率が平成21年度61.6%、平成22年度65.2%、平成23年度65.3%、平成24年度69.3%、平成25年度70.2%、平成26年度67.2%と高い割合を推移している。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 資金収支及び消費収支は、過去3年間にわたり均衡している。
- (2) 消費収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- (3) 貸借対照表の状況が健全に推移している。
- (4) 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。

- (5) 短期大学の存続を可能とする財政が維持されている。
- (6) 退職給与引当金等が目的どおりに引き当てられている。
- (7) 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- (8) 教育研究経費は帰属収入の20%程度を超えている。
- (9) 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
- (10) 定員充足率が妥当な水準である。
- (11) 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

[区分 基準 -D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

■ 基準Ⅲ-D-2の自己点検・評価

(a) 現状

短大校舎の移転・新築は平成24年5月29日開催の理事会決定に基づき、設計協議が進行している。また、これに伴う財政計画も財政シミュレーションをかけて検討を行った。

短大の経営計画に関しては、年度初めに事業計画を学長が策定し理事会に報告している。さらに、年度末には事業報告を行い当該年度の点検を行っている。

学生募集対策は、毎年度、入試・学生募集委員会を中心に入試方法の検討、指定校推薦入試のための指定校の検討、募集広報の計画を立てて実施している。さらに平成25年度は、理事長より幼児教育科の募集定員増の可能性について諮問を受け、発展計画委員会を中心に検討を行った。検討は7項目を設定し、保育士養成施設設置関連、学生確保、授業の編成及び実施、実習、求職求人、収支、校舎収容に関して検討を行った。その検討結果は、教授会での報告、承認を経て理事長に回答を行い、理事長は、その回答を踏まえ平成26年3月26日開催の理事会に短大収容定員増計画を諮った。平成25年度の理事会では、慎重に審議をおこなうためその場での議決は求めずに、平成26年に2回にわたり理解で審議した結果、収容定員を現在の160人から200人に増員するとし、関係系機関への申請を行うこととした。

施設設備の将来計画に関しては、短期大学校舎の新潟経営大学敷地内への移転・新築工事を平成26年度に着工した。

短期大学の適切な定員を確保するため、入試において合格ラインをその都度協議しながら進めている。また、短大経費に占める人件費のバランスも健全な財政を維持していくうえでは重要なものであることから、理事長が経営状況を判断して賞与を決定する体制をとっている。

経営状況の学内の公開は、理事会・評議員会で決算が承認された後、学長のもとで決算書類の閲覧や説明を受けることができる対応をとっている。

表<過去5ヵ年の短期大学における財務比率>

財務比率	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
人件費比率	65.6	65.3	69.3	70.2	67.2

(単位：%)

新潟中央短期大学

人件費依存率	79.9	78.5	86.5	91.2	82.0
教育研究経費比率	18.5	17.7	18.2	19.6	21.1
管理経費比率	3.4	3.6	4.5	4.5	6.4

(決算額概要総括表から引用)

(b) 課題

収入財源が学生からの納付金や経常費補助金を中心であることから、外部資金の獲得として寄付金の募集方法の検討も有益と考えられる。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

■ テーマ 基準 -D 財的資源の改善計画

資金収支及び消費収支は、過去3年間にわたりほぼ均衡している状態であるが、平成27年度は校舎建設に伴う費用の拡大を伴う。また、新校舎稼働後の管理経費も増えることが予想されることから、法人と協議をしながら予算策定に取り組む。

■ 基準 教育資源と財的資源の行動計画

＜教育資源＞

自己点検評価委員会を中心として、自己点検活動を継続し、相互評価・第三者評価等を通して教育資源の充実を図る。

＜財的資源＞

平成26年度は、校舎建設に伴う予算を計上する。建設費用は校平成27年度の完成にあわせて年度計画により建設仮勘定に組み込む。

平成27年4月から施行される学校法人会計基準の一部改正に対応するため、平成27年度予算策定にあたっては、改正後の会計基準に沿って行う。

◇ 基準 についての特記事項

特になし。

【基準 リーダーシップとガバナンス】

■ 基準IVの自己点検・評価の概要

本学園は、新潟県内に大学、短期大学、高等学校を有する学園として新潟県内はもちろんのこと県外、国外からも広く学生生徒を集め、教育・研究活動を活発に行っている。教育に関しては建学の精神「業学一如」を基本として、私立学校の特色を生かしながら、時代と共に発展していけるように努力している。重要事項に関する教職員の提案に対しては、理事長、副理事長、事務局長が教学側から説明を受け、協議した後に理事長の諮問機関である諮問委員会（構成理事5人）で審議する。諮問委員会は寄附行為による規程には載せられていないが常任理事会の性格を有しており理事会で認められている。そこでの審議事項は、他の重要事項同様、評議員会、理事会に提案されて最終的に決定される。理事長は、教学側からの説明を受けてから最終決定に至るまで直接関与している。

[テーマ 基準 -A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準 -A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

■ 基準IV-A-1の自己点検・評価

(a) 現状

理事長は、本学の建学の精神及び教育理念・目的を理解し、本学及び学園の発展に寄与している。理事長は学校法人を代表し、その業務を総理している。理事長は毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支決算書及び事業報告書）を評議員会に報告し意見を求めている。

理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会は理事長が招集し、議長を務めている。理事会は、第三者評価に対して理解し、責任を負っている。理事会は、短期大学発展のために、必要な情報を収集し、学校法人は、私立学校法の定めるところに従い、情報公開を行っている。理事会は学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程の改廃を適宜行っている。

理事は、本学の建学の精神を理解し、短期大学及び学園全体の健全な経営について鋭意努力している。理事は、私立学校法第38条（役員の選任）の規定に基づき選任されており、また学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為に準用されている。

寄附行為における理事会の規定については、「学校法人加茂暁星学園寄附行為」第16条において、次のとおり定めている。

(理事会)
第16条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。
2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
3 理事会は、理事長が招集する。
4 理事長は、理事総数の3分の2以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内に、これを召集しなければならない。
5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の日時及び場所並びに会議に付

新潟中央短期大学

議すべき事項を記載した書面により通知しなければならない。
6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
8 理事長が第4項の規定による召集をしない場合には、召集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席した理事の互選によって定める。
9 理事会は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
10 前項の場合において、理事会に付議され事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の決議に加わることができない。

表<理事会の開催状況> (平成26年度)

開催年月日	理事出欠			監事出欠		議題について
	出席	委任	欠席	出席	欠席	
H26. 4. 25	11	1	0	2	0	1 加茂暁星高等学校アカデミック奨学生規程の一部改正について 2 加茂暁星高等学校校舎改築基本計画策定委員会報告について 3 新潟経営大学新学部構想について 4 新潟中央短期大学収容定員増計画について
H26. 5. 28	11	0	1	2	0	1 評議員の選任について 2 新潟経営大学学則の一部改正について 3 新潟経営大学特待生規程の一部改正について 4 平成25年度決算(案)の承認について 5 資産運用結果報告書並びに資産運用計画について 6 平成26年度第1回補正予算(案)の承認について
H26. 7. 29	10	1	1	2	0	1 校長候補者選考委員の指名について 2 新潟経営大学特待生規程の一部改正について 3 新潟経営大学奨学金規程の一部改正について 4 新潟経営大学スポーツ推薦入学者学費免除規程の一部改正について 5 専決処分承認を求めることについて 6 新潟中央短期大学校舎移転整備事業計画の進捗状況及び新潟経営大学新学部に伴う校舎の建設について 7 加茂暁星高等学校校舎改築に関する基本構想について 8 平成26年度第2回補正予算(案)の承認について
H26. 9. 12	11	1	0	2	0	1 新潟経営大学新学部の申請について
H26. 12. 25	10	2	0	2	0	1 新潟経営大学観光経営学部観光経営学科の設置について 2 学校法人加茂暁星学園寄附行為の変更について 3 加茂暁星高等学校校長の任命について 4 評議員の選任について 5 新潟経営大学観光経営学部学部長(予定者)の任命について 6 新潟中央短期大学耐震移転改築工事及び新潟経営大学増築・改修工事に伴う施工業者の決定方法について 7 平成26年度第3回補正予算(案)の承認について

新潟中央短期大学

H27. 3. 18	10	2	0	2	0	1 新潟中央短期大学収容定員増計画について 2 加茂暁星学園経理規程の一部改正について 3 加茂暁星学園固定資産及び物品管理規程の一部改正について 4 加茂暁星学園資産運用規則の一部改正について 5 学校法人加茂暁星学園定年再雇用規程の一部改正について 6 新潟経営大学学則の一部改正について 7 新潟経営大学教授会規程の一部改正について 8 新潟中央短期大学学則の一部改正について 9 加茂暁星高等学校学則の一部改正について 10 基本財産の処分について 11 平成26年度第4回補正予算(案)の承認について 12 平成27年度当初予算(案)の承認について
------------	----	---	---	---	---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(b) 課題

現在の課題は健全財政の堅持であり、常時検討を重ねている。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ①理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である。
 - ②理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ①理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ②理事会は理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③理事会は、第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥学校法人は、私立学校法の定めるところに従い、情報公開を行っている。
 - ⑦理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は法令に基づき適切に構成されている。
 - ①理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している。
 - ②理事は、私立学校法第38条（役員を選任）の規定に基づき選任されている。
 - ③学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為に準用されている。

■ テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの改善計画 特になし。

[テーマ 基準 -B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準 -B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

■ 基準IV-B-1の自己点検・評価

(a) 現状

学長は、学長選考規程に基づいて選任されている。学長の前歴は、新潟県立大学学生部長、人間生活学部長であり、大学教育の管理職を経験している。

学長は校務を統督する立場にあり、大学運営に関してリーダーシップを発揮している。

年度当初の教授会において、教員も大学職員も心を合わせて課題に取り組むよう要請し、大学運営については、よい教育・研究、喜ばれる地域貢献、きめ細やかな学生指導を常に心がけるよう所信を述べた。

学長は、本学の建学の精神を機会あるごとに、例えば、入学式等の式辞や、プレカレッジ等の際に、また自信が担当する教科等において、わかりやすく学生に語るように努めている。本学の建学の精神は仏教精神に基づく教育であるが、具体的には「業学一如」である。特に本学は幼児教育科であり、「業学一如」の理念を根幹に据えて、理論的な面のみならず、実践的な技術、態度をも重視して教育にあたっている。

また、本学園発祥の寺、大昌寺における参禅体験を行っている。

教授会及び学長を補佐する各委員会は、規程に基づき適切に運営され、短期大学の教学運営体制が確立している。

学長は、教授会を学則に基づいて開催している。定例教授会を月1回、臨時教授会は適時開催している。教授会は最高の審議、決定機関であり全教員が構成員である。事務長が書記として出席している。協議事項と報告事項がある。教授会は、教授会規程に基づいて開催されている。議事録は整備している。議事録署名人は2名である。

本学においては学長及び教授会の下に委員会が設置され、委員会規程に基づいて運営されている。

(b) 課題

学習成果について、現在、短大教育に求められている内容をさらに深く、広く理解し、また他短期大学の取り組みも参考にしながら、更に、実践現場の声をくみ取りながら充実させる必要がある。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

①学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者である。

②学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

③学長は学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

- (2) 学長は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ①教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ②教授会は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で行う場合には、その規程を有している。
 - ③教授会の議事録を整備している。
 - ④教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を有する。
 - ⑤学長又は教授会の下に教育上の委員会等を設置し、設置規程等に基づいて適切に運営している。

■ テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの改善計画

学習成果に対する認識をさらに深め、取り組みを充実する。

[テーマ 基準 -C ガバナンス]

[区分 基準 -C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

■ 基準IV-C-1の自己点検・評価

(a) 現状

監事の職務については、「学校法人加茂暁星学園寄附行為」第7条、第15条において次のとおり定めており、適切に業務を行っている。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人に理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であって理事会が推薦する者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(監事の職務)

第15条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
- (2) この法人の財務の状況を監査すること。
- (3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実が認められ、必要があると認めるときは、これを文部科学大臣の報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (5) 前号により必要あるときには、理事長に対して理事会又は評議員会の招集を請求すること。
- (6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

監事による監査状況は下表の通りである。

表<平成 26 年度の監事の監査状況>

	平成 26 年度	備 考
実施時期	平成 27 年 5 月 20 日 (監査) 5 月 27 日 (監査報告)	
監査内容	1 収入・支出の項目の検証 2 未収入金・未払い金の確認と計上 3 仮受金・仮払金の確認と計上 4 退職給与引当金の計上額は妥当か 5 固定資産の減価償却は適性か 6 支払資金・特定資産の管理	7 理事会、評議員会開催状況

(b) 課題

上記のとおり、監事はその職務を忠実に遂行しており、特筆すべき課題は見当たらない。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

[区分 基準 -C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。]

■ 基準IV-C-2の自己点検・評価

(a) 現状

評議員会については、私立学校法第 42 条に従い、「学校法人加茂暁星学園寄附行為」第 19 条において、次のとおり定めており適切に運営している。

また、平成 25 年度に一般財団法人短期大学基準協会による第三者評価の際に指摘のあった評議員の欠員対策として、評議員定数枠の見直しを行った。

第 19 条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、25 人以上 38 人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを召集しなければならない。

新潟中央短期大学

- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の日時及び場所並びに会議に付議すべき事項を記載した書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項について書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

表<評議員会の開催状況>(平成26年度)

開催日	評議員出欠			監事出欠		議題について
	出席	委任	欠席	出席	欠席	
H26.5.28	19	5	2	2	0	1 平成25年度決算の報告について 2 資産運用結果報告書について 3 平成26年度第1回補正予算(案)の承認について
H26.7.29	21	4	2	2	0	1 評議員の辞任について 2 評議員の選任について 3 専決処分の承認を求めることについて 4 新潟中央短期大学校舎移転整備事業計画の進捗状況及び新潟経営大学新学部に伴う校舎の建設について 5 加茂暁星高等学校校舎改築に関する基本構想について 6 平成26年度第2回補正予算(案)の承認について
H26.9.12	22	4	2	2	0	1 新潟経営大学新学部の申請について
H26.12.25	22	4	2	2	0	1 新潟経営大学観光経営学部観光経営学科の設置について 2 学校法人加茂暁星学園寄附行為の変更について 3 平成26年度第3回補正予算(案)の承認について
H27.3.18	22	4	3	2	0	1 新潟中央短期大学収容定員増計画について 2 基本財産の処分について 3 平成26年度第4回補正予算(案)の承認について 4 平成27年度当初予算(案)の承認について

(b) 課題

上記のとおり、評議員会はその職務を忠実に遂行しており、現状として特筆すべき課題は見当たらない。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 評議員会は、理事の定数の2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法第42 条の規定に従い、運営している。

[区分 基準 -C-3 ガバナンスが適切に機能している。]

■ 基準IV-C-3の自己点検・評価

(a) 現状

学校法人は、当初予算の決定に際し各学校から事業計画及び予算策定のヒアリングを行い、全体集約を行ってから理事会・評議員会に諮っている。短期大学では、学内の各委員会等から次年度計画とそれに伴う予算を申請してもらい、学長精査のもとで全体集約を行い法人に提出している。当初予算を決定する理事会・評議員会では、法人独自の様式を用いて前年度と比較した当初予算書を各学校単位で作成して説明している。また、財政状況を分かりやすく理解してもらうために資金収支計算書と消費収支計算書の概要総括表も作成して法人全体と各学校の財務状況も報告している。当初予算の決定は当該年度の前年度の3月に行っている。

日常的な出納業務は円滑に実施され、経理責任者を経て理事長に報告されている。

計算書類、財産目録は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。財産及び資金の管理と運用は会計システムを用いて全体の管理を法人でおこない、各学校の会計等の業務をネットワークで接続された同システムを用いてそれぞれの担当者が処理している。

公認会計士の定期的な監査を受け、指導事項等があれば必要に応じて法人事務局長を通じて各学校の事務長に指示を出している。

寄付金の募集及び学校債の発行は現在行っていない。

毎月、会計報告を資金収支計算書、人件費内訳表、消費収支計算書、貸借対照表、現金預金残高一覧表、資金収支計算書決算見込書により、会計係長から法人事務局長を通じて理事長に報告を行っている。

学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づく情報公開は、教育情報に関しては新潟中央短期大学及び新潟経営大学のそれぞれのホームページで公表し、財務情報は法人のホームページで公開している。

公認会計士 2 人により、年間 15 回程度監査が行われている。過去 3 ヶ年の監査状況は下表のとおりである。監事は関係法令等に準拠し収支決算報告書及び財務諸表を関係帳票類と突合せ、適正に処理されているか監査している。過去 3 ヶ年の監査状況は下表のとおりである。

公認会計士及び監事は連携を密にし、会計処理にあたっては会計基準に準拠し、財務管理に遺漏のないように努めている。公認会計士から特段指摘を受けた事項はない。

寄附行為第 34 条第 2 項により、財務の公開は財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書、監査報告書について法人の設置する私立学校に在学する者、その他の利害関係者から請求があった場合には法人事務局において、閲覧できるようになっている。

表<過去 3 ヶ年の公認会計士の監査状況>

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
--	----------	----------	----------

新潟中央短期大学

実施時期	平成 24 年 10 月 4 日	平成 25 年 10 月 3 日	平成 27 年 2 月 25 日
	10 月 5 日	10 月 4 日	2 月 26 日
	12 月 6 日	12 月 5 日	3 月 4 日
	12 月 7 日	12 月 6 日	3 月 9 日
	平成 25 年 1 月 9 日	平成 26 年 1 月 9 日	3 月 17 日
	1 月 10 日	1 月 10 日	3 月 19 日
	3 月 28 日	3 月 27 日	3 月 20 日
	3 月 29 日	3 月 28 日	3 月 24 日
	4 月 11 日	4 月 17 日	3 月 27 日
	4 月 12 日	4 月 18 日	4 月 1 日
	5 月 16 日	5 月 15 日	4 月 6 日
	5 月 17 日	5 月 16 日	4 月 8 日
			4 月 10 日
			4 月 11 日
			4 月 25 日
		5 月 14 日	
		5 月 19 日	
監査内容	期中監査、金融機関残高確認、期末監査、計算書類確認		

(b) 課題

寄付金の募集について、新しい税制措置も検討し、早急に取り組む必要がある。

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- (2) 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- (3) 年度予算を適正に執行している。
- (4) 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (5) 計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。
- (6) 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- (7) 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- (8) 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- (9) 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (10) 学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開している。

■ テーマ 基準IV-C ガバナンスの改善計画

監査に取り組む体制を検討する。

■ 基準 リーダシップとガバナンスの行動計画

学長は、学内の教員、職員の協力体制の確立、維持に努力するとともに、課題の解決については、担当部署で十分協議し、必要な場合は学長に相談、連絡するなど組織的な対応に意を用いている。

◇ 基準 についての特記事項

- (1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。
特になし。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。
特になし。

【選択的評価基準】

3. 地域貢献の取り組みについて

(a) 現状

本学は昭和43年開学以来、入学生の90%以上を新潟県内出身者によって占められており、入

学定員80人総定員160人の小規模単科短期大学である。その中、平成25年度において本学が行ってきた地域貢献をあげてみると、新潟中央短期大学ミュージカルの制作・上演、保育研究会、出前保育、小学校に対するミュージカル指導、越後加茂川夏祭りへの参加、などがあげられる。

また、本学教員も地域の講座や講習会における講師や各種委員会の委員長や委員などの役職も積極的に応じている姿勢が見られる。また、平成25年度において近隣の田上町と連携協定を結び、幼児教育関連の行事や実習園との連携を今まで以上に広く学校単位として関わり、26年度から連携事業を実施している。総じて、卒業生の進路もその大部分が新潟県内を活躍の場としており地域社会からの要請に応えている。その具体的事例について以下に記述する。

■「保育研究会」

この取組は幼児教育科開設以来毎年開催している事業で、地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等の実施の一つとして30年の歴史を有している。

本学発刊の『新潟中央短期大学三十年史』では、保育研究会を以下のように位置づけている。「時代の変化に伴って要請されてくる保育の新しい課題を取り上げ、情報を発信していくこと、また保育者養成を始めた当短期大学の幼児教育科の存在を広く地域に知ってもらうと同時に、地域の保育実践の場への貢献と連携を図っていくことが大きな目的となっており、その流れのもとに、今日に至っている」。以上のような理念を踏襲しながら地域貢献の1つの試みとなっている。

■田上町との連携協定

平成25年12月18日に田上町と本学による調印式が行われ、これを受けて「田上町子ども・子育て会議」の委員として本学教員が携わっている。

平成26年7月に田上町との連携協議会が行われた。その後10月から竹の友幼児園学生支援スタッフ事業が実施され、午後4時以降の預かり保育及び土曜日保育において本学学生のスキルアップを図ることも兼ねた有償ボランティア事業を継続している。

■「新潟中央短期大学ミュージカル」

昭和61年以来今日まで毎年制作・上演されているこの取組は、地域社会との関係を一層親密にする趣旨で始めた本学の学校行事で、優れた教育実践を文部科学省が認定する平成15年度「特色ある大学教育支援プログラム」に採択された取組である。採択理由は『小規模な短大ながら地道に活動を続け、地元の園児、生徒らと共演するなど地域密着型のお手本』と高い評価を得ている。こうした公的評価とともに、29年間にわたる長期間の実績から支持者も年々増加し、近年は午前・午後の2回公演合わせて約2千人に上る来場者からのご支援をいただいている。本取組は、地域に生かされている短大の特色の明確化を図る上でも象徴的取組の第一と考え、全学を挙げてその継続に鋭意努力している。

■「出前保育」

この取組は教職員及び学生のボランティア活動として平成14年度から始められた

もので、内容は保育園・幼稚園・社会福祉施設、子育て支援センター等からの依頼に応じて、有志の学生がグループを作り、ダンスや劇、絵本、ペープサートなどを子どもたちに披露している。ボランティア会場が遠隔地である場合などは、教員が引率することもある。この取組を通じて学生たちは子どもたちと実際に触れあいながら、得難い経験を積んでいる。

■総合学習支援（小学校でのミュージカル指導）

前記の「新潟中央短期大学ミュージカル」に関連した取組として、近隣小学校からの要請に応える形で小学生に対するミュージカル指導を実践している。地域に生かされている短大ならではの取組と捉えている。

■「越後加茂川夏祭り」に参加

毎年8月に行われる加茂川での夏祭りに加茂暁星学園として、学生や教員など多数の参加があり、地域活性化の一助となっている。

(b) 課題

「ミュージカルの制作・上演」に関して、以前から規模拡大傾向に対する懸念があった。本学独自の伝統行事になっており、大切な取り組みではあるが、平成23年度より、上演時間や予算の面での突出感を緩和させながら、制作・上演の質を落とさないことを念頭におき、継続させている。

「保育研究会」に関しては、参加者数の減少という課題があるが、しかしその一方で、ここ3年ほどは講演中心型からワークショップ型へと方式を変更してきている。それに伴って、参加者の質的な満足を指標として今後の「研究会」をいかに継続するかということを考えていく必要がある。

個別のボランティア参加や出前保育などでは、個々の課題が存在するが、全体としてみれば、ボランティアや出前保育の依頼が比較的遠隔地からで、交通の便の悪いような場合、どのようにして学生の交通手段を確保するかということが挙げられる。現状では、可能な教員が自家用車で送迎するなどして対応している。

(c) 改善計画

地域社会からの要請に対してはこれまで同様積極的に応えていくつもりであり、その意味において大きな改善計画は有していない。また、地域社会が求めていることが何であるかを的確に判断しながら小規模短大の持つ機動性を活かした地域貢献・教育活動を展開していきたい。